

# 参考資料 1

1  
2

## 第3期がん対策推進基本計画案（案）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16

平成29年〇月

1	目次	
2	はじめに	
3	第1 全体目標	7
4	1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	7
5	2. 患者本位のがん医療の実現	7
6	3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	7
7	第2 分野別施策と個別目標	8
8	1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	8
9	(1) がんの1次予防	8
10	(2) がんの早期発見、がん検診（2次予防）	15
11	2. 患者本位のがん医療の実現	19
12	(1) がんゲノム医療	19
13	(2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実	22
14	(3) チーム医療の推進	29
15	(4) がんのリハビリテーション	30
16	(5) 支持療法の推進	31
17	(6) 希少がん、難治性がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策）	32
18	(7) 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策	35
19	(8) 病理診断	38
20	(9) がん登録	40
21	(10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組	42
22	3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	44
23	(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進	44
24	(2) 相談支援、情報提供	51
25	(3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援	55

## はじめに

1 向上させていくことが必要である。

2 我が国において、がんは、昭和56（1981）年より死因の第1位であり、  
3 平成27（2015）年には、年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに、約  
4 2人に1人が罹患すると推計されている。こうしたことから、依然として、が  
5 んは、国民の生命と健康にとって重大な問題である。  
6  
7 我が国においては、昭和59（1984）年に策定された「対がん10ヵ年  
8 総合戦略」、平成6（1994）年に策定された「がん克服新10ヵ年戦略」、  
9 平成16（2004）年に策定された「第3次対がん10ヵ年総合戦略」に基  
10 づき、がん対策を取り組んできた。また、平成26（2014）年からは、「が  
11 ん研究10ヵ年戦略」に基づき、がん研究を推進している。  
12  
13 平成18（2006）年6月には、がん対策の一層の充実を図るため、がん  
14 対策基本法（平成18年法律第98号）。以下「法」という。）が成立し、平成1  
15 9（2007）年4月に施行された。また、平成19（2007）年6月には、  
16 がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第1期の「がん対策推進基  
17 本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。  
18  
19 第1期（平成19（2007）年度～平成24（2012）年度）の基本計  
20 画では、「がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）」の整備、緩和ケ  
21 ア提供体制の強化、地域がん登録の充実が図られた。第2期（平成24（20  
22 12）年度～平成29（2017）年度）の基本計画では、小児がん、がん教  
23 育、がん患者の就労を含めた社会的な問題等について取り組むこととされ、  
24 死亡率の低下や5年相対生存率が向上する等、一定の成果が得られた。また、  
25 がん対策において取組が進れている分野について、取組の一層の強化を図るた  
26 め、平成27（2015）年12月には、「がん対策加速化プラン」が策定され  
27 た。  
28  
29 しかしながら、平成19年度からの10年間の目標である「がんの年齢調整  
30 死亡率（75歳未満）の20%減少」については、達成することができなかつ  
31 た。その原因としては、「検査率やがん検診受診率の目標値が達成できなかつ  
32 たこと等が指摘されている。今後、がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を着実  
33 に低下させていくためには、がんに罹る国民を減らすことが重要であり、予防  
34 のための施策を一層充実させていくことが必要である。また、がんに罹った場  
35 合にも、早期発見・早期治療につながるがん検診は重要であり、その受診率を  
36 提高することが求められる。

## 第1 全体目標

2 がん患者を含めた国民が、がんの克服を目指し、がんに関する正しい知識を持つ  
3 持ち、避けられるがんを防ぐことや、様々ながんの病態に応じて、専門を持つ  
4 も、どこに居ても、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、暮らしで、いくことができるよう、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」  
5 を3つの柱とし、平成29（2017）年度から平成34（2022）年度までの6年程度の期間の全体目標として、以下の3点を設定する。

## 第2 分野別施策と個別目標

1 1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実  
～がんを知りがんを予防する～  
がんを予防する方法を普及啓発するとともに、研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患者を減少させる。国民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現する。  
がんの1次予防  
がんの1次予防は、がん対策の一環であり、避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながる。予防可能ながんのリスク因子としては、喫煙（受動喫煙を含む。）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣、ウイルスや細菌の感染等、様々なものがある。近年、がん予防・健康寿命の延伸については、日本人のエビデンスの蓄積が進んでいるが、がん予防を進めるために、以下のような対応をとつていくことで、がんの罹患者や死亡者の減少に取り組む。  
＜がんの予防法？＞  
・ 喫煙：たばこは吸わない。他人のたばこの煙を避ける。  
・ 飲酒：飲酒をする場合は、節度のある飲酒をする。  
・ 食事：食事は、偏らすバランス良くとる。  
・ 塩蔵食品、食塩の摄入は、最小限にする。  
・ 野菜や果物不足にならない。

2. 患者本位のがん医療の実現  
～適切な医療を受けられる体制を充実させる～  
ビッグデータや人工知能（Artificial Intelligence、以下「AI」という。）を活用した患者本位のがんゲノム医療等を推進し、個人に最適化されたがん医療を実現する。また、がん医療の質の向上、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化、効率的かつ持続可能ながん医療を実現する。

3. 専門を持って安心して暮らせる社会の構築  
～がんになつても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～  
がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることがができる環境を整備する。関係者等が、医療・福祉・介護・産業保健・就労支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉サービスの提供や、就労支援等を行う仕組みを構築することで、がん患者が、いつでも、どこに居ても、専門を持つて安心して生活し、自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する。

<sup>1</sup> 「Cancer Control: Knowledge into Action; WHO Guide for Effective Programmes: Module 2: Prevention. Geneva: World Health Organization; 2007」より引用。  
<sup>2</sup> 国立がん研究センター研究開発費「科学的根拠に基づく効がん性・がん予防効果の評価とがん予防ガイドライン提言に関する研究」（平成24（2012）年度～）  
[http://ganjoho.jp/public/pre\\_scr/prevention/evidence\\_based.htm](http://ganjoho.jp/public/pre_scr/prevention/evidence_based.htm)

1       て、受動喫煙の健康への影響が明らかになった。また、同報告書においては、  
 2       受動喫煙を原因として死亡する人が日本国内で年間1万5千人を超えるとの推  
 3       計がなされており、がんの予防の観点からも、受動喫煙防止対策は重要である。  
 4       受動喫煙防止対策に関するこれまでの取組は、平成15（2003）年に施  
 5       行された健康増進法に基づき行われたが、平成27（2015）年に実施  
 6       された「国民健康・栄養調査」によると、飲食店で受動喫煙の機会を有する者  
 7       の割合は41・4%、行政機関は6・0%、医療機関であっても3・5%とな  
 8       っている。また、職場における受動喫煙防止対策については、平成27（20  
 9       15）年6月に施行された改正労働安全衛生法によって、受動喫煙防止対策が  
 10      事業者の努力義務となつたが、平成27（2015）年に実施された「国民健  
 11      康・栄養調査」によると、職場で受動喫煙の機会を有する者の割合は30・9%  
 12      となつており、異なる対策が必要となつてゐる。  
 13

1       飲食物を熱い状態でとらない。  
 2       身体活動：日常生活を活動的に過ごす。  
 3       体形：成人期での体重を受け、感染している場合は専門医に相談する。  
 4       感染：肝炎ウイルスの検査を受け、感染を受ける。  
 5       機会があれば、ヘリコバクター・ピロリの検査を受ける。

## ① 生活習慣について

9       (現状・課題)  
 10      生活習慣の中でも、喫煙は、肺がんをはじめとする種々のがんのリスク因子  
 11      となつてゐることが知られている。また、喫煙は、がんに最も大きく寄与する  
 12      因子でもあるため、がん予防の観点から、たばこ対策を進めていくことが重要  
 13      である。我が国においては、これまで、「21世紀における国民健康づくり運  
 14      動」や健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を行つてきた。平成17（200  
 15      5）年には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効されたこ  
 16      とから、我が国も、同条約の輪縁約国として、たばこ製品への注意文言の表示強  
 17      化、広告規制の強化、禁煙治療の保険適用、公共交通機関内全面禁煙で  
 18      あるべき旨を記載した通知の発出、たばこ税率の引き上げ等の対策を行つた。平  
 19      成24（2012）年からは、新たに「21世紀における国民健康づくり運動」  
 20      として、「健康日本21（第二次）」を開始し、第2期基本計画と同様に、「成  
 21      人の喫煙率の減少」や「未成年者の喫煙をなくす」こと等について、目標を定  
 22      め、取組を進めている。  
 23  
 24  
 25      こうした取組により、成人の喫煙率は、24・1%（平成19（2007）  
 26      年）から18・2%（平成27（2015）年）へと減少した<sup>3</sup>。しかし、第2  
 27      期基本計画において掲げている「平成34（2022）年度までに、禁煙希望  
 28      者が禁煙することにより成人喫煙率を1・2%とすること」という目標からする  
 29      と、現在の喫煙率は、依然として高い水準にあり、喫煙率減少のための更なる  
 30      取組が求められている。  
 31  
 32      平成28（2016）年8月にまとめられた「喫煙の健康影響に関する検討  
 33      会報告書<sup>4</sup>」の中では、受動喫煙によって、非喫煙者の肺がんのリスクが3割上  
 34      昇すること等が報告され、受動喫煙と肺がん等の疾患の因果関係を含め、改め

31      平成27（2015）年「国民健康・栄養調査」  
 32      厚生労働省健康局の下に、有識者からなる「喫煙の健康影響に関する検討会」を設置  
 33      し、「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」をとりまとめたもの。

34

<sup>3</sup> 「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」とは、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者。  
<sup>4</sup> 厚生労働省の「国民健康・栄養調査」による「喫煙の健康影響に関する検討会」を設置している者。

### (取り組むべき施策)

たばこ対策については、喫煙率の減少と受動喫煙防止を図る施策等をより一層充実させる。具体的には、様々な企業・団体と連携し、喫煙が与える健康への悪影響に関する意識向上のための普及啓発活動を一層推進するほか、禁煙希望者に対する禁煙支援を図る。

ヒトパピローマウイルス（以下「HPV」という。）、肝がんと関連する肝炎ウイルス、ATL（成人T細胞白血病）と関連するヒトT細胞白血病ウイルス1型（以下「HTLV-1」という。）、胃がんと関連するヘルコバクター・ピロリ等がある。

子宮頸がんの発生は、その多くがHPVの感染が原因であり、子宮頸がんの予防のためには、HPV感染への対策が必要である。子宮頸がんの年齢調整罹患率は、平成14（2002）年は、人口10万人あたり9.1であつたものが、平成24（2012）年には、1.1.6と増加傾向にあり、国は、これまでHPVワクチンの定期接種化等を行う等、子宮頸がんの予防対策を行つた。

- 肝炎ウイルスについては、国は、B型肝炎ワクチンの定期接種化（平成28（2016）年10月～）や、肝炎ウイルス検査体制の整備等を行つてきた。しかし、検査を受けたことがある者は、国民の約半数<sup>9</sup>にとどまっており、また、検査結果が陽性であつても、その後の受診につながっていない状況にある。
- ATLは、HTLV-1の感染が原因であり、主な感染経路は、母乳を介した母子感染である。国による感染予防対策が行われており、HTLV-1感染者（キャリア）の推計値は、約108万人（平成19（2007）年）から約80万人（平成27（2015）年）と減少傾向にある。
- 胃がんについては、胃がんの年齢調整死亡率<sup>10</sup>は、人口10万人あたり40.1（昭和50（1975）年）から10.1（平成27（2015）年）へと大幅に減少しているものの、依然として、がんによる死亡原因の第3位<sup>12</sup>となつており、引き続き対策が必要である。なお、ヘルコバクター・ピロリの除菌が胃がん発症予防に有効であるかどうかについては、まだ明らかではないものの、ヘルコバクター・ピロリの感染が胃がんのリスクであることは、科学的に証明される。
- 等のがんの予防法について、学校におけるがん教育や、スマート・ライフ・プロジェクト<sup>7</sup>、食生活改善普及啓発により、積極的に取り組む。
- ② 感染症対策について
- ### （現状・課題）
- 発がんに寄与する因子としては、ウイルスや細菌の感染は、男性では喫煙に次いで2番目、女性では最も発がんに大きく寄与する因子となっている<sup>8</sup>。発がんに大きく寄与するウイルスや細菌としては、子宮頸がんの発がんと関連する

9 「年齢調整罹患率」とは、高齢化の影響等により年齢構成が異なる集団の間で罹患率を比較する場合や、同じ集所で罹患率の年次推移を見るため、集団全体の罹患率を基準となる集団の年齢構成（基準人口）に合わせた形で算出した罹患率。

10 平成23（2011）年度「肝炎検査受検状況実態把握事業」事業成果報告書  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2/r9852000002gd4ratt2/r9852000002gd60.pdf>

11 「年齢調整死率」とは、「健康寿命をばそう！」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気で健康で楽しく毎日が送れることを目指とした国民運動のこと<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> Ann Oncol. 2012; 23: 1362-9」より引用。

1 されている。<sup>13</sup>  
2 され  
3 (取り組むべき施策)  
4 H PVワクチンについては、接種のあり方について、国は、科学的知見を収  
5 集した上で総合的に判断していく。

6 肝炎ウイルスについては、国は、肝炎ウイルス検査体制の充実やウイルス陽  
7 性者の受診勧奨、普及啓発を通じて、肝炎の早期発見・早期治療につなげるこ  
8 とにより、肝がんの発症予防に努める。また、B型肝炎については、予防接種  
9 を着実に推進する。

10 HTLV-1については、国は、感染予防対策を含めた総合対策等に引き続  
11 ぎ取り組む。

12 へリコバクター・ピロリについては、国は、除菌の胃がん発症予防における  
13 有効性について、内外の知見を基に検討する。

14 15  
16 喫煙率については、「健康日本21(第二次)」と同様、平成34(2022)  
17 年度までに、禁煙希望者が禁煙することにより、成人喫煙率を12%とするこ  
18 と及び20歳未満の者の喫煙をなくすことを目標とする。

#### 20 【個別目標】

21 喫煙率については、平成34(2022)年度までに、受動喫煙の機会を  
22 有する者の割合を、行政機關及び医療機関において0%にすること、また、家  
23 庭においては3%、飲食店においては15%とすることを目標とする。

#### 24 案の中には第二期計画の記載内容

25 受動喫煙については、平成34(2022)年度までに、受動喫煙の機会を  
26 有する者の割合を、行政機關及び医療機関において0%にすること、また、家  
27 庭においては3%、飲食店においては15%とすることを目標とする。

28 また、職場については、事業主が「全面禁煙」または「喫煙室を設けそれ以  
29 外を禁煙」のいずれかの措置を講じることにより、平成32(2020)年ま  
30 でに、受動喫煙のない職場を実現することとする。

31 その他の生活習慣改善については、平成34(2022)年度までに、生活  
32 習慣病のリスクを高める量を飲酒している者について、男性13.0%(13.  
33  
34  
35

(P)

<sup>13</sup> *J N Engl J Med.* 2001; 345: 784-9. より引用。

## (2) がんの早期発見、がん検診（2次予防）

がん検診は、がんに罹患している疑いのある者や、がんに罹患している者を判定し、必要かつ適切な診療につなげることにより、がんの死亡者の減少を目指すものである。このため、国は、がん検診の有効性や精度管理についての検討会<sup>14</sup>を開催する等、科学的根拠に基づくがん検診の実施を推進してきた。

現在、対策型がん検診としては、健常嚢進法に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事業が行われており、財團による検査が任意で行われている。科学的根拠に基づくがん検診としては、保険者や事業主による精密検査の受診は、がんの早期発見、早期治療につながるため、がんの死亡者を更に減少させていくためには、がん検診の受診率向上及び精度管理の更なる充実が必要不可欠である。

① 受診率向上対策について

### （現状・課題）

国は、これまで、平成28（2016）年度までに、がん検診受診率を50%以上にすることを目指してがん検診無料カードや検診手帳の配布、市町村と企業との連携促進、受診率向上のキャンペーン等の取組を行ってきた。地方政府においても、普及啓発活動や様々な工夫によって、がん検診の受診率の向上を図るために取組が行われてきた。

しかしながら、現状のがん検診の受診率は30%ないし40%台<sup>15</sup>であり、いずれのがんも、第2期基本計画における受診率の目標値（50%。胃、肺、大腸は当面40%）を達成できていない。我が国のがん検診の受診率は、依然として、諸外国に比べて低い状況にある。

がん検診を受けない理由としては、「がん対策に関する世論調査（内閣府）（平成28（2016）年）」等において、「受ける時間がないから」、「健康状態に自信があり必要を感じないから」、「心配なときはいつでも医療機関を受診できるから」等が挙げられており、より効果的な受診動機や普及啓発、受診者の立場に立った利便性への配慮等の対策が求められている。

### （取り組むべき施策）

国、都道府県、及び市町村は、これまでの施策の効果を検証した上で、引き続き、連携しつつ、効果的な受診率向上のための方策を検討し、実施する。市町村は、当面の対応として、検診の受診手続の簡素化、効果的な受診動機、職域で受診機会のない者に対する受診体制の整備、受診対象者の名簿を活用した個別受診動機・再勧奨、かかりつけ医や薬局の薬剤師を通じた受診動機等、可能な事項から順次取組を進めることとする。

市町村や検診実施機関においては、受診者に分かりやすくがん検診を説明する等、受診者が、がん検診の意義、必要性を適切に理解できるように努める。

また、がん検診と特定健診の同時実施や、女性が受診しやすい環境整備等、受診者の立場に立った利便性の向上、財政上のインセンティブ策の活用に努める。

### ② がん検診の精度管理等について

がんによる死亡率を減少させるためには、がん検診における徹底した精度管理が必要である。欧洲では、国の政策として、乳がん・子宮頸がんを中心とした組織検診<sup>16</sup>が導入され、高い精度管理を維持し、がん死亡率減少に成功している国もある。一方、我が国においては、市町村が住民を対象として実施するがん検診について、精度を適切に管理している市町村の数は、徐々に増加しているものの、十分とは言えない状況にある。職域において、被保険者等を対象として行うがん検診については、精度管理ができる体制は整備されていない。市町村及び職域における全てのがん検診について、十分な精度管理を行うことが必要である。

がんの早期発見・早期治療のためには、精密検査が必要と判定された受診者が、その後、実際に精密検査を受診することが必要であるが、本来100%で行われている検診のこと。なお、「組織型検診」の基本条件として、①対象集団の明確化、②対象となる個人が特定されている、③高い受診率を確保できる体制、④精度管理体制の整備、⑤診断・治療体制の整備、⑥検査受診者のモニタリング、⑦情報サービス「がん検診について」<sup>17</sup>が挙げられている。（国立がん研究センターがん情報サービス「がん検診について」）

<sup>14</sup> 平成24（2012）年から開始した「がん検診のあり方に関する検討会（厚生労働省）」  
<sup>15</sup> 平成25（2013）年「国民生活基礎調査」

- あるべき精密検査受診率（精密検査受診者数／要精密検査者数）は、およそ 6.6%、肺がん：6.9%、9%、大腸がん：6.4%、4%、子宮頸がん：4.2%、7%、乳がん：4.8%、9%<sup>15</sup>が受けているものであるが、保険者や事業主が、福利厚生の一環として任意で実施しているものであり、検査項目や対象年齢等実施方法は様々である。
- 指針<sup>18</sup>に定められないがん検診については、当該検査を受けることによる合併症や過剰診断等の不利益が利益を上回る可能性があるが、平成 28（2016）年度の市町村におけるがん検診の実施状況調査結果によれば、指針に定められないがん種の検診を実施している市町村は、全体の 8.5%、7.9%（1,488 市町村）となっている。
- （取り組むべき施策）
- 都道府県は、指針に示される 5 つのがんに基づかない方法でがん検診を行っている市町村に、必要な働きかけを行うこと、生活習慣病検診等管理指導協議会<sup>19</sup>の一層の活用を図ること等、がん検診の実施方法の改善や精度管理の向上に向けた取組を検討する。また、市町村は、指針に基づいたがん検査の実施及び精度管理の向上に取り組む。
- 国、都道府県、及び市町村は、がん検診や精密検査の意義、対策型検診と任意型検診の違い、がん検診で必ずしもがんを見つかられるわけではないこと、がんでもがん検診の結果が陽性となる偽陽性等についても理解を得られるように、普及啓発活動を進める。
- 国は、関係団体と協力し、指針に基づいた適切な検診の実施を促すとともに、国内外の知見を収集し、科学的根拠に基づいたがん検診の方法等について検討を進める。
- （個別目標）
- 職域におけるがん検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を 50%とする。
- （現状・課題）
- 職域におけるがん検診は、がん検診を受けた者の 40～70%程度（胃がん：<sup>17</sup> 平成 27（2015）年度「地域保健・健康促進事業報告」<sup>18</sup> 「がん予防重点能労育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日付け）<sup>19</sup> 「生活習慣病検診等管理指導協議会」とは、がん、心臓病等の生活習慣病及び要介護状態等の動向を把握し、また、市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の取り方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、都道府県が設置・運営するもの）。

## 2. 患者本位のがん医療の実現 ～適切な医療を受けられる体制を充実させる～

ビッグデータやAIを活用した患者本位のがんゲノム医療等を推進し、個人に最適化されたがん医療を実現する。また、がん医療の質の向上と、それのがんの特性に応じたがん医療の均一化と集約化により、効率的かつ持続可能ながん医療を実現する。

### (1) がんゲノム医療

- （現状・課題）
- 近年、個人のゲノム情報に基づき、個人ごとの違いを考慮したゲノム医療<sup>20</sup>への期待が高まっており、国内外において様々な取組が行われている。
- 諸外国ではゲノム医療を推進するため、様々な国家プロジェクトが進行中である。英国では、平成24（2012）年から、「Genomics England」を立ち上げ、10万人のゲノムを解析し、がんや難病の治療に役立てる取組が行われている。米国では、平成27（2015）年から、「Precision Medicine Initiative」を開始し、遺伝子、環境、ライフスタイルに関する個人ごとの違いを考慮した予防や治療法を確立する等の取組が推進されている。
- 我が国では、平成27（2015）年7月にとりまとめられた「ゲノム医療実現推進協議会」の中間とりまとめにおいて、ゲノム医療の実現が近い領域として、がん領域が掲げられている。また、平成28（2016）年10月にとりまとめられた「ゲノム情報を利用したがんゲノム医療提供体制の構築を進める意見とりまとめ」においては、遺伝子関連検査の品質・精度の確保、ゲノム医療に従事する者の育成、ゲノム医療の提供体制の構築、社会環境の整備等を進めていくことが求められている。
- 現在、がんゲノム医療の実用化を推進する取組として、バイオバンク<sup>21</sup>や臨床情報とゲノム情報を統合したデータベースといった基盤整備や、次世代シーク
- （取り組むべき施策）
- 国は、当該計画に基づき、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関の整備、拠点病院等を活用したがんゲノム医療提供体制の構築を進める。「ゲノム情報を利用した医療等の実用化推進タスクフォース」や「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会」の議論も踏まえ、本基本計画に基づき、具体的な取組を進める。
- 国は、当該計画に基づき、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関の整備、拠点病院等を活用したがんゲノム医療提供体制の構築を進める。「ゲノム情報を利用した医療等の実用化推進タスクフォース」や「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会」の議論も踏まえ、本基本計画に基づき、具体的な取組を進める。
- 国は、関係機関等と連携し、がんゲノム医療に必要な人材を育成し、適切な

<sup>20</sup> 「ゲノム医療」とは、個人の「ゲノム情報」をはじめとした各種オミクス検査情報を下にして、その人の体質や病状に適した「医療」を行うこと。

<sup>21</sup> 「バイオバンク」とは、提供されたじょの細胞、遺伝子、組織等について、研究用資源として品質管理を実施して、不特定多数の研究者に提供する非常利的事業のこと。

1 配置がなされるよう、必要な支援を行う。

1 (2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実

2 がん医療の進歩は目覚ましく、平成18(2006)年から平成20(2008)年までに診断されたがんの5年相対生存率<sup>24</sup>は62.1%と、3年前(58.6%)に比べて3.5%上昇しております。一方、肺がん、肝がん、肝がんの5年相対生存率は、後半から低下傾向にある。それぞれ、7.7%、31.9%、32.6%と、依然として低いがん種もある。

1 ① がん医療提供体制について（医療提供体制の均てん化・集約化、医療安全、制度の持続可能性等）

2 (現状・課題)

3 これまで、我が国では、罹患者の多いがん（肺・胃・肝・大腸・乳腺）を中心的に、手術療法、放射線療法、薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）の提供、がん患者の病態に応じた適切な治療・ケアの普及に努めてきた。また、拠点病院等を中心に、キャンサーコーディネーターの実施、がん相談センターの設置、院内がん登録の実施等に取り組み、全ての国民が全国どこにいても質の高いがん医療が等しく受けられるよう、がん医療の均てん化を進めてきた。

4 しかしながら、標準的治療の実施や相談支援の提供等、拠点病院等に求められることも指摘されている。

5 近年、医療安全に関する問題が指摘されているが、拠点病院においても事故が度々報告される等、医療安全に関する取組の強化が求められている。

6 医療技術の発達により、革新的ではあるが非常に高額な治療法が出現している。

7 25

1 がんデノム医療の推進とともに、がんデノム情報の取りいや、がんゲノム医療に関する国民の理解を促進するため、教育や普及啓発に努めるとともに、安心してデノム医療に参加できる環境の整備を進めること。

13 がんデノム医療の推進とともに、がんデノム情報の取りいや、がんゲノム医療に関する国民の理解を促進するため、教育や普及啓発に努めるとともに、安心してデノム医療に参加できる環境の整備を進めること。

14 【個別目標】

15 国は、デノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」や「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会」の議論も踏まえ、本基本計画に基づき、段階的に体制整備を進める。また、「がんゲノム医療推進コンソーシアム」を形成することや、2年以内に拠点病院等の見直しに着手する等、がんゲノム医療を提供するための体制整備を進める。

16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

<sup>24</sup> 「5年相対生存率」とは、あるがんと診断された場合に、治療でどのくらい生命を教えるかを示す指標。あるがんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合が、日本人全体（正確には、性別、生まれた年、および年齢の分布を同じくする日本人集団）で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかを表す。（出典：国立がん研究センターがん情報サービス『がん登録・統計』）

<sup>25</sup> 「キャンサーボード」とは、手術、放射線診断、放射線療法、薬物療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスのこと。

る。がんについても、一部のがん種に対する新たな選択肢として期待されているが、近年の厳しい財政事情の下で、制度の持続可能性も考慮することが必要である。

#### (② 各治療法について)

##### (手術療法について)

- 1 (手術療法について)  
2  
3  
4 (現状・課題)  
5 我が国では、がんに対する質の高い手術療法を安全に提供するため、拠点病院等を中心に、適切な実施体制や専門的な知識及び技能を有する医師の配置を行ってきた。  
6 一方、手術療法に関連する合併症の軽減等、更なる治療成績の向上を図るため、平成23(2011)年より、一般社団法人日本外科学会等の外科系諸学会では、症例登録のデータベース(National Clinical Database<sup>27</sup>、以下「NCD」という。)の構築を開始した。  
7 また、一部の希少がんや難治性がん、小児がん、AYA世代のがん、高度進行がんについては、定型的な術式での治療が困難な場合があるため、対応可能な医療機関が偏在しており、今後は、医療提供体制を整備していくことが求められる。  
8 一方、手術療法による質の格差を解消するため、診療実績数等を用いた他の医療機関との比較、第三者による医療機関の評価、医療機関間での定期的な実地調査等の方策について検討する。  
9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 国は、拠点病院等の整備指針の要件を満たしていないことが疑われる拠点病院等に対する指導方針や、各要件の趣旨や具体的な実施方法等の明確化等について検討する。  
20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 国は、拠点病院等の要件の見直しに当たっては、ゲノム医療、医療安全、支持療法<sup>28</sup>等、新たに追加する事項を検討する。なお、ゲノム医療、一部の放射線療法、小児がん、希少がん、難治性がん等のがん種については、治療成績の向上等に資する研究開発の促進や診療の質の向上を図るため、患者のアクセス、病院の特徴や規模等、地域の状況に十分配慮した上で、がん医療における診療機能の集中、機能分担、医療機器の適正配置等、一定の集約化のあり方にについて検討する。  
30 31 32 33 34 国は、国民皆保険を持続させ、将来にわたって必要かつ適切ながん医療を患者に提供するため、がん治療への国民負担の軽減と医療の質の向上に関する必要な取組を行う。  
32 33 34 (2) 各治療法について (手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法)

27 「National Clinical Database」とは、「外科手術情報等のデータベースのこと」。なお、一般外科医が行う手術の95%以上の情報が収録(参加4,000施設以上、年間120万件)されており、施設等のハシマークや、手術を受ける患者のリスク予測等への応用が可能となっている。

28 「支持療法」とは、がんそのものによる症状やがん治療に伴う副作用・合併症・後遺症による症状を軽減させるための予防、治療、ケアのこと。

1 また、その情報提供を行う。多領域の手術療法に対応できるような医師・医療  
2 チームを育成する。

- 3
- 4 (イ) 放射線療法について
- 5 (現状・課題)
- 6 放射線療法については、放射線療法に携わる専門的な知識と技能を有する医  
7 師をはじめとした医療従事者の配置や、リニアック等の機器の整備等、集学的  
8 治療を提供する体制の整備が行われてきた。粒子線治療等の新たな医療技術に  
9 ついては、施設の整備に多大なコストを要することから、全国での配置は限ら  
10 れている。高度な放射線療法の提供については、機器の精度管理や照射計画に  
11 携わる専門職の必要性が指摘されている。
- 12
- 13
- 14 現在、粒子線治療は、限られたがん種について保険適用とされているが、今  
15 後の方向性としては、各がん種における有効性・安全性や費用対効果を十分に  
16 検証し、より効率的な利用を進めていく必要がある。
- 17
- 18 核医学治療（R I : Radioisotope 内用療法<sup>28</sup>等）の体制については、近年、有  
19 効ながん種が拡大されつつあるが、全国的な放射線治療病室の不足等、体制面  
20 が不十分との指摘がある。
- 21
- 22 放射線療法は、根治的な治療のみならず、痛み等の症状緩和にも効果がある  
23 ものの、十分に活用されていないため、医療従事者に向けた知識の普及が必要  
24 との指摘がある。
- 25
- 26
- 27 (取り組むべき施策)
- 28 国は、標準的な放射線療法の提供体制について、引き続き、均てん化を進め  
29 る。粒子線治療等の高度な放射線療法については、必要に応じて、都道府県を  
30 越えた連携体制や医学物理士<sup>29</sup>等の必要な人材の方について検討する。
- 31
- 32 関係団体は、公益社団法人日本放射線腫瘍学会で行われている症例登録のテ  
33
- 34 [R I 内用療法]とは、投与された放射性担癌剤が全身のがん病灶に分布することで、体  
35 内から放射線を照射する全身治療法のこと。  
36 [医学物理士]とは、一般財團法人日本医学物理学士認定機構による認定資格で、平成 28  
(2016) 年 5 月 31 日現在 959 名。

- 1 一ターベス（放射線治療症例全国登録）を活用し、科学的根拠に基づいた治療  
2 を推進する。
- 3
- 4 国は、関係団体等と連携しながら、R I 内用療法について、当該治療を実施  
5 するために必要な施設数、人材等を考慮した上で、R I 内用療法を推進するた  
6 めの体制整備について検討を進める。
- 7
- 8 国及び関係団体は、がんの骨転移、脳転移等による症状の緩和に有用な「緩  
9 和的放射線療法」をがん治療の選択肢の一つとして普及させるため、当該療法  
10 に関することを緩和ケア研修会等の教育項目に位置づけ、がん治療に携わる医  
11 師等に対する普及啓発を進める。
- 12
- 13
- 14 (ウ) 薬物療法について
- 15
- 16 (現状・課題)
- 17 薬物療法の提供については、拠点病院等を中心には、薬物療法部門の設置や外  
18 来薬物療法室の整備を進めるとともに、専門的な知識を有する医師、看護師、  
19 薬剤師等の配置を行い、適切な服薬管理や副作用対策等が実施されるよう努め  
20 てきた。
- 21
- 22 薬物療法が外来で実施されることは一般的となり、薬物療法を外来で受ける  
23 患者が増加していることから、拠点病院等の薬物療法部門では、薬物療法に關  
24 する十分な説明や、支持療法をはじめとした副作用対策、新規薬剤への対応等  
25 の負担が増大している。
- 26
- 27
- 28 (取り組むべき施策)
- 29 国は、外来薬物療法をより安全に提供するために、外来薬物療法に  
30 關する多職種による院内横断的な検討の場を設けることとし、薬物療法に携わ  
31 る院内の全ての医療従事者に対して、適切な薬剤の服薬管理や副作用対策等の  
32 外来薬物療法に関する情報共有や啓発等を行う。
- 33
- 34 国は、薬物療法を受ける外来患者の服薬管理や副作用対策等を支援するため、  
35 拠点病院等と、かかりつけ機能を有する地域の医療機関や薬局等との連携体制  
36 を強化するためには必要な施策を講じる。
- 37

- 1      国は、患者の病態に応じた適切な薬物療法を提供するため、専門的な医師や  
2      薬剤師や看護師、がん相談支援センターの相談員等の人材育成、適正配置に努  
3      める。また、彼らの専門職等が連携し、患者に適切な説明を行うための体制  
4      整備に努める。
- 5      (工) 科学的根拠を有する免疫療法について
- 6      (現状・課題)
- 7      科学的根拠を有する免疫療法の研究開発が進み、「免疫チェックポイント阻害  
8      効果」等、免疫療法は、有力な治療選択肢の一つとなっている。
- 9      しかしながら、免疫療法と称しているものであっても、十分な科学的根拠を  
10     有する治療法とそうでない治療法があり、これらは明確に区別されるべきとの  
11     指摘がある。国民にとっては、このような区別が困難な場合があることから、  
12     国民が免疫療法に関する適切な情報を得ることが困難となっているとの指摘  
13     がある。
- 14     免疫療法には、これまでの薬物療法とは異なる副作用等が報告されており、  
15     その管理には専門的な知識が求められている。
- 16     免疫療法については、近年、新たな作用機序を持つ抗体医薬品等、単価が高  
17     く、市場が大きい医薬品が登場している。
- 18     (取り組むべき施策)
- 19     国は、薬事承認を受けて実施される免疫療法で、安全で適切な治療・副作用  
20     対策を行うことができるよう、関係団体等が策定する指針等に基づいた適切  
21     な使用を推進する。
- 22     国は、免疫療法に関する適切な情報を患者や国民に届けるため、情報提供の  
23     あり方にについて、関係団体と連携して検討を行う。
- 24     国は、革新的であるが非常に高額な医薬品について、適切で、効果的な使用
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34

1      のあり方を検討する。

2

3      【個別目標】

4      国は、新たにがん診療提供体制について、2年以内に検討する。必要に応じ  
5      て拠点病院等の整備指針の見直しを行い、拠点病院等の機能を更に充実させるよ  
6

7      う要請する。

8      国は、がん医療の質の担保と効率的・効果的な推進に資するため、手術療法、  
9      放射線療法、薬物療法、免疫療法に関するそれぞれの専門的な学会が、それら  
10     の治療法に関する最新の情報について、互いに共有した上で、周知啓発するよ  
11

12

<sup>30</sup> 「免疫チェックポイント阻害剤」とは、がん細胞が免疫細胞を作用できるようにする薬剤のこと。  
体内に元々ある免疫細胞ががん細胞に作用できることを阻害し、

1 (3) チーム医療の推進

1 (4) がんのリハビリテーション

2 (現状・課題)  
3 患者とその家族の抱える様々な苦痛や悩み、負担に応え、安全かつ安心で質  
4 の高いがん医療を提供するため、多職種によるチーム医療の推進が必要である。  
5 これまで、拠点病院等を中心に、集学的治療等の提供体制の整備、キャンサ  
6 一ボードの実施、医科歯科連携、薬物療法における医療機関と薬局の連携、栄  
7 養サポートやリハビリテーションの推進等、多職種によるチーム医療を実施す  
8 るための体制を整備してきた。

9 しかし、病院内の多職種連携については、医療機関ごとの運用の差や、がん  
10 治療を外来で受ける患者の増加による受療環境の変化によって、状況に応じた  
11 最適なチームを育成することや、発症から診断、入院治療、外来通院等のそれ  
12 ぞれのフェーズにおいて、個々の患者の状況に応じたチーム医療を提供するこ  
13 とが求められるようになっている。

14 (取り組むべき施策)  
15 国は、拠点病院等における医療従事者の連携を更に強化するため、キャンサ  
16 一ボードへの多職種の参加を促す。また、専門チーム（栄養サポートチーム、  
17 口腔ケアチーム、緩和ケアチーム、感染防止対策チーム等）に依頼する等して、  
18 一人ひとりの患者に必要な治療やケアについて、それぞれの専門的な立場から  
19 議論がなされた上で、患者が必要とする連携体制がとられるよう環境を整備す  
20 る。

21 【個別目標】

22 国は、がん患者が入院しているとき、外来通院しながら在宅で療養生活を送  
23 つているとき等、それぞれの状況において必要なサポートを受けられるような  
24 チーム医療の体制を強化する。

25 【個別目標】

26 国は、がんのリハビリテーションに携わる有識者の意見を聴きながら、拠点  
27 病院等におけるリハビリテーションのあり方にについて、3年以内に検討し、そ  
28 の結果について、拠点病院等での普及に努める。

## （5） 支持療法の推進

- （現状・課題）  
がん患者の実態調査<sup>31</sup>によつて、がんによる症状や治療に伴う副作用・後遺症に関する悩みのうち、しびれ（末梢神経障害）をはじめとした薬物療法に関する悩みの割合が、この10年で顯著に増加している（平成15（2003）年～平成25（2013）年 4.4～3.6%）ことが明らかになった。
- がん種別に見ると、胃がん患者については、胃切除術後の食事や体重減少、乳がん、子宮がん、卵巢がん、太陽がん等の患者については、リンパ浮腫による症状に苦惱している者が多く、手術に関連した後遺症も、大きな問題となつている。
- リンパ浮腫については、「リンパ浮腫研修（現在は、新・リンパ浮腫研修）」を推進し、拠点病院を中心に、リシバ・浮腫外来等でケアを実践してきた。
- がん治療の副作用に悩む患者が増加しているが、支持療法<sup>32</sup>の研究開発は十分でなく、このため、支持療法に関する診療ガイドラインも少なく、標準的治療が確立していない状況にある。
- （取り組むべき施策）  
国は、がん治療に伴う副作用・合併症・後遺症を軽減し、患者の生活のQOLを向上させたため、支持療法に関する実態を把握し、それを踏まえた研究の推進と、診療の実践に向けて取り組む。
- 【個別目標】**
- 国は、がん治療による副作用・合併症・後遺症により、患者とその家族の生活の質が低下しないよう、患者視点の評価も重視した、支特療法に関する診療ガイドラインを作成し、医療機関での実施につなげる。

## （6） 希少がん、難治性がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策）

- 希少がん、難治性がんに関する研究については、平成28（2016）年の法の一部改正において、法第19条第2項に「罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。」と明記される等、更なる対策が求められている。希少がんについては、その医療の提供について、患者の集約化や施設の専門化、各々の希少がんに対応できる病院と地域の拠点病院等による連携の強化等を行うとともに、それらを広く周知することが必要である。難治性がんについては、有効性の高い診断・治療法の研究開発、そのための人材育成の体制整備等が求められている。
- ① 希少がんについて
- （現状・課題）  
希少がんは、個々のがん種としては頻度が低いものの、希少がん全体としては、がん全体の一定の割合を占めており、第2期基本計画の策定時に、対策が必要とされた。
- 平成27（2015）年に開催された「希少がん医療・支援のあり方にに関する検討会」においては、希少がんを「概ね罹患率人口10万人当たり6例未満、数が少ないため診療・受療上の課題が他のがん種に比べて大きい」がん種と定義し、医療や支援のあり方にに関する検討を行った<sup>33</sup>。
- また、当該検討会での報告を踏まえ、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に「希少がん対策ワーキンググループ」を設置し、当該ワーキンググループにおいて、四肢軟部肉腫や眼腫瘍といった一部の希少がん種から、質の高い治療を受けられる医療機関等に関する情報の収集や提供のための対策等について検討している。
- 希少がん診療の集約化は進めるべきであるが、患者のアクセスへの懸念、専門施設と地域の拠点病院等とのシームレスな連携の必要性、専門的知識を有する質の高い医療従事者を継続的に育成するシステムの必要性、各々の希少がん

<sup>31</sup> 静岡県立静岡がんセンターの「がんの社会学」に関する研究グループが実施（平成25（2013）年）。詳細は <https://www.sccnrc.jp/book/honkokusho.html> を参照。

<sup>32</sup> 詳細な課題及び取り組むべき対策は「希少がん医療・支援のあり方にに関する検討会報告書」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/200CG095430.html>

1 を専門としない医療従事者に対する啓発等の課題も指摘されている。

1 ことが課題となっている。

2

#### (取り組むべき施策)

4 国は、希少がんに関する情報の集約・発信、全国のがん相談支援センターとの連携、病理コンサルテーション等を通じた正確・迅速な病理診断を提供する体制を整備する。臨床的エビデンスの創出、診療ガイドラインの整備と普及、医療従事者の育成、基礎研究の支援、効率の良い臨床試験の実施等について、中核的な役割を担う医療機関を整備する。

5 国は、各々の希少がんに關し、状況に応じた適切な集約化と連携のあり方にについて、「希少がん対策ワーキンググループ」等の議論を踏まえ、検討を行う。  
6 中核的な役割を担う医療機関は、関係機関、学会、患者団体と協力し、必要に応じて、民間の取組も含めて患者が必要とする情報を収集し公表する。国は、患者の集約や施設の専門化、各々の希少がんに応じた連携の実現と地域の拠点病院等との連携を推進し、専門医の少ない地方の患者を適切な医療につなげる対策を講じる。

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34  

国は、難治性がんの研究を推進するに当たっては、その研究結果が、臨床現場におけるエビデンスに基づいた標準的治療の確立や医療の提供へとつながるようなネットワーク体制を整備する。

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34  

国は、難治性がんについて、有効性が高く、革新的な診断法・治療法を開拓するため、ゲノム医療やリキッドバイオプシー<sup>31</sup>等を用いた低侵襲性診断技術や早期診断技術等の開発を推進する。

#### 【個別目標】

17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34  

国は、希少がん患者が適切な医療を受けられる環境を整備するため、中核的な役割を担う機関を整備し、希少がん対策を統括する体制を2年内に整備する。

34  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34  

国は、希少がん・難治性がんに対するより有効性の高い診断、治療法の研究開発を効率的に推進するため、国際的な研究ネットワークの下で行う等、がん研究を推進するための取組を開始する。患者に有効性の高い診断法、早期発見法、治療法を速やかに提供するための体制づくりを進めること。

<sup>31</sup> 「病理コンサルテーションシステム」とは、国立がん研究センターや一般社団法人日本病理学会が実施している、病理診断困難症例の診断確定等について、全国の拠点病院等の病理医から、各臓器がんに精通する病理医への病理診断についての相談（コンサルション）を受けるシステムのこと。

<sup>31</sup> 「リキッドバイオプシー」とは、主にがんの領域で、針等を使って腫瘍組織の一部を直接採取する從来の生検（バイオプシー）に比べて、血液等の体液サンプルに含まれているがん細胞やがん細胞由来のDNA等を使って、診断する技術のこと。

## (7) 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策

- 1 (7) 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策
- 2
- 3 がんは、小児、AYA世代の病死の主な原因の1つであるが、多種多様なが  
4 ん種を多く含むことや、成長発達の過程においても、乳幼児から小児期、活動  
5 性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症するこ  
6 とから、これらの世代のがんは、成人の希少がんとは異なる対策が求められる。  
7 特に、小児がんについては、臨床研究の推進により、治癒率は向上しているも  
8 のの、依然として、難治症例も存在することから、十分な診療体制の構築とともに、  
9 治療中から晚期合併症<sup>35</sup>への対応が必要である。
- 10 高齢者のがん対策については、特に、75歳以上の高齢者が対象となるよう  
11 な臨床研究は限られているため、こうしたがん患者に提供すべき医療のあり方  
12 についての検討が求められている。
- 13
- 14 ① 小児がんについて
- 15 (現状・課題)
- 16 小児がんについては、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援  
17 を受けられるような環境の整備を目指して、十分な経験と支援体制を有する医  
18 療機関を中心に、平成25(2013)年2月、全国に15か所の「小児がん  
19 拠点病院」及び2か所の「小児がん中央機関」を整備し、診療の一部集約化と  
20 小児がん拠点病院を中心としたネットワークによる診療体制の構築を進めてき  
21 た。
- 22 しかしながら、脳腫瘍のように、標準治療が確立しておらず集約化すべきが  
23 ん種と、標準治療が確立しておりある程度の均てん化が可能ながん種とを整理  
24 することが求められている。また、提供体制については、小児がん拠点病院と  
25 地域ブロックにおける他の医療機関とのネットワークの整備が求められている。  
26 患者・家族の希望に応じて、在宅医療を実施できる支援体制が求められている。
- 27
- 28
- 29
- 30 再発症例、初期治療反応不良例等の難治性の小児がん、AYA世代のがんに  
31 ついては、新規治療・新薬開発、ゲノム医療の応用等の実施体制の整備が十分  
32 でなく、新規治療・薬剤の開発が切望されている。
- 33
- 34 (取り組むべき施策)
- 35 「既期合併症」とは、がんの治療後ににおける治療に関連した合併症。あるいは疾患その  
36 ものによる後遺症等のこと。なお、身体的な合併症と心理社会的な問題がある。特に、成長期に治療を受けた場合、臓器障害や、身体的発育や生殖機能の問題、神経・認知的機能への影響等、成人とは異なる問題が生じることがある。

1 前に正確な情報提供が行われ、必要に応じて、適切な専門施設に紹介するため  
2 の体制を構築する。

1 (8) 病理診断

- 2
- 3 (現状・課題)
- 4 拠点病院等においては、病理診断医の配置を要件として、また、必要に応じて、  
5 遠隔病理診断を用いることにより、全ての拠点病院等で、術中迅速病理診断が  
6 可能な体制を確保することとしてきた。また、病理診断医の養成や病理関連業  
7 務を担う医療従事者の確保に向けた取組を支援してきたものの、依然として、  
8 病理診断医等の不足が指摘されている。  
9 特に、希少がん、小児がんの病理診断については、希少がん、小児がんそれ  
10 ぞれについての十分な診断経験を有し、かつ専門的な知識を持った病理診断医  
11 が少ないことから、病理診断が正確かつ迅速に行われず、治療開始の遅延や予  
12 後の悪化につながることが懸念されている。<sup>32</sup>  
13
- 14 こうした中、国は、国立がん研究センター、一般社団法人日本病理学会の病  
15 理コンソーシアム等による中央病理診断シ  
16 ステム等を活用し、専門性の高い病理診断医による質の高い病理診断の体制構  
17 築に向けた取組を推進している。  
18
- 19 また、国は、病理診断を補助するシステムとして、学会等によるビッグデータ  
20 やAIを利用した病理診断支援システムの研究開発の支援を行っている。  
21
- 22 (取り組むべき施策)
- 23 国は、QOLの観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法や診療ガイドライ  
24 インを確立するための研究を進めている。現行の各がん種に関する診療ガイドライ  
25 ンに、高齢者医療の観点を取り入れていくため、関係学会等への協力依頼を行  
26 い、高齢者がん診療ガイドラインを策定する。  
27
- 28 【個別目標】  
29 国は、小児がん、AYA世代のがんをも速やかに専門施設で診療できる体制の  
30 整備を目指して、「小児がん医療・支援のあり方にに関する検討会」及び「がん診  
31 療提供体制のあり方にに関する検討会」で検討を行い、3年以内に、小児がん拠  
32 点病院とがん診療連携拠点病院等の整備指針の見直しを行う。  
33
- 34 国は、高齢者がん診療に関する診療ガイドラインを策定した上で、診療方  
35 フィラインを拠点病院等に普及することを検討する。  
36
- 37 国は、より安全で迅速な質の高い病理診断や細胞診断を提供するための環境

1 を整備する。  
2

1 (9) がん登録

2 (現状・課題)

3 我が国のがん登録においては、都道府県の事業としての地域がん登録が実施  
4 されてきたが、都道府県間で登録の精度が異なることや、国全体のがんの罹患  
5 数の実数による把握ができないことが課題となっていた。

6 こうした中、がん情報を漏れなく収集するため、平成28（2016）年1  
7 月より、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づ  
8 く全国のがん登録が開始され、病院等で診断されたがんの種類や進行度等の情報  
9 が、病院等から都道府県を通じて国立がん研究センターへ提出され、一元的に  
10 管理されることとなつた。

11 全国がん登録の情報の公表については、平成30（2018）年末を目指して  
12 開始される予定であり、がん登録によって得られた情報の活用により、正確な  
13 情報に基づくがん対策の実施、各地域の実情に応じた施策の実施、がんのリスク  
14 やがん予防等についての研究の進展、患者やその家族等に対する適切な情報  
15 提供が期待される。

\* 19 また、拠点病院等においては、全国がん登録に加えて、従前より、より詳細  
20 ながんの罹患・診療に関する情報を収集する院内がん登録が実施されており、  
21 院内がん登録は、全国のがん患者の約8割をカバーしていると推定される。

22 23 がん登録情報の利活用については、全国がん登録や院内がん登録によって得  
24 られるデータと、他のデータとの連携により、より利活用しやすい情報が得ら  
25 れる可能性があるが、データの連携を検討する際には、個人情報の保護に配慮  
26 する必要がある<sup>36</sup>。

27 28 また、がん登録によって得られる情報を、患者にとって、より理解しやすい  
29 形に加工して提供する必要があるとの指摘がある。  
30 31

32 (取り組むべき施策)

33 国は、地方公共団体が地域別のがん罹患状況や生存率等のがん登録データを  
34

<sup>36</sup> 各医療機関における診療実績については、「院内がん登録の登録件数が公表されているが、  
登録件数1件以上10件以下の場合には「1～10件」と記載されており、診療の実態が患者  
にとって分かりづらいとの指摘がある。

用いて、予防、普及啓発、医療提供体制の構築等の施策を立案する上で参考となる資料を作成するとともに、地方公共団体における科学的根拠に基づいたがん対策やがん研究の推進のあり方にについて検討する。

上記の検討に当たっては、がん登録データの効果的な利活用を図る観点から、全国がん登録データと、院内がん登録データ、レセプト情報等、臓器や診療科別に収集されているがんのデータ等との連携について、個人情報の保護に配慮しながら検討する。

国民のがんに対する理解の促進や、患者やその家族による医療機関の選択に資するよう、希少がんや小児がんの情報を含め、がんに関する情報の適切な提供方法について、個人情報に配慮しながら検討する。

【個別目標】

国は、がん登録によって得られた情報を利活用することによって、正確な情報に基づくがん対策の立案、各地域の実情に応じた施策の実施、がんのリスクやがん予防等についての研究の推進、患者やその家族等に対する適切な情報提供を進めること。

- (10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組  
(現状・課題)
- がん医療の進歩に伴い、様々な治療法が開発された中、我が国では、「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」が問題となっていた。こうした問題に対して、「医療上の必要性の高い未承認薬 適応外検討会議」、「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」において、隨時、課題の解消に向けた取組を検討しており、中間評価の調査では、平成25(2013)年度の抗がん剤開発の申請ラグが5.7か月、審査ラグは0か月まで短縮した。さらに、希少疾患用医薬品・希少疾病用医療機器・希少疾患用再生医療等製品の指定による実用化の促進により、一刻も早く希少疾患に対する医療ニーズに応えるための取組を継続しているほか、平成28(2016)年1月には、「拡大治験（日本版コンピュートユース）制度」を開始した。
- 先進医療においては、「日本再興戦略2014」に基づき、平成26(2014)年12月から、「最先端医療迅速評価制度」を創設し、先進医療として実施するこことの可否についての評価の迅速化、効率化に取り組んでいる。
- また、医療法に基づき、平成27(2015)年より、日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際標準の臨床研究や医師主導治療の中心的な役割を担う病院を「臨床研究中核病院」として承認している。
- なお、世界に先駆けて我が国での開発が見込まれる医薬品や医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品について、平成27(2015)年より、迅速に承認するための「先駆け審査指定制度」が開始されている。
- 一方、希少がんや難治性がん、小児・AYA世代のがんについては、依然として、患者の必要とする医薬品の開発等が進んでいないとの指摘もある。
- 医師主導治験や患者申出療養等の新たな「保険外併用療養費制度」を活用す

1 るためには、それらを担う臨床研究中核病院等と拠点病院等の連携が必要であ  
2 るが、こうした制度の周知や臨床研究中核病院等と拠点病院等の連携が十分で  
3 はないとの指摘がある。

4 既存の制度で先進的な医療にアクセスできない中で困難な病気と闘う患者の  
5 思いに応えるとともに、保険外併用療養がいたずらに拡大することの無いよう、  
6 留意が必要である。

7

8 (取り組むべき施策)

9 国は、臨床研究中核病院等と拠点病院等の連携を、情報共有等により一層強  
10 化する。また、がん患者に対し、治験に関する情報を提供する体制を整備する。

11 国は、希少がん、難治性がん、小児・A Y A 世代のがん等、新たな治療が特  
12 に求められている分野の患者が、各種の制度を的確に活用できるよう、「拡大治  
13 験制度」、「最先端医療迅速評価制度」、「患者申出療養制度」について、患者や  
14 医療従事者に対する周知を行う。

15 国は、革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発を推進するとと  
16 もに、画期的な医薬品や医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品につい  
17 ては「先駆け審査指定制度」等の仕組みを活用することによって、早期の承認  
18 を推進する。

19 国は、真に有効な医薬品を適切に見極めてイノベーションを評価し、研究開  
20 発投資の促進を図るために、革新的な新薬創出を促進するための仕組みの見直  
21 しを行う。

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

1 3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築  
2 ～がんになつても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～  
3  
4 がん患者が、がんと共生していくためには、患者本人ががんと共に共存していく  
5 こと、患者と社会が協働・連携していくことが重要である。  
6 がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受ける  
7 ことができる環境整備を行う。関係者等が、医療・福祉・介護・産業保健・就  
8 労支援分野と連携し、効率的な医療・福祉サービスの提供や、就労支援等を行  
9 う仕組みを構築することで、がん患者がいつでも、どこに居ても、尊厳を持つ  
10 を安心して暮らし、自分らしく生きることのできる社会の構築を目指し、がん患者が、  
11 なお、改正されたがん対策基本法の基本理念には、新たに「がん患者が尊厳  
12 を保持しつつ安心して暮らしすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、  
13 その置かれている状況に応じ、適切ながらん医療のみならず、福祉的支援、教育  
14 的支援その他の必要な支援を受けることができるようになります。  
15 その他の必要な理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことなどがで  
16 きる社会環境の整備が図られること。」という条文が加えられ、さらに、その実  
17 現のために、がん対策は「国、地方公共団体、第5条に規定する医療保険者、  
18 医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の  
19 相互の密接な連携の下に実施されること。」とされた。  
20 本基本計画においては、その実践のため、「がんとの共生」を全体目標に掲げ、  
21 がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けるこ  
22 とができる環境整備を目指すこととした。そのためには、関係者等が、医療・  
23 福祉・介護・産業保健・就労支援分野と連携し、効率的な医療・福祉サービス  
24 の提供や、就労支援等を行う仕組みを構築することが求められている。  
25  
26  
27 (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進  
28  
29 緩和ケアについては、法第15条において、「がんその他の特定の疾病に罹患  
30 した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和するこ  
31 とによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看  
32 護その他の行為をいう」と定義されている。また、法第17条において、「がん  
33 患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施設として、「緩和ケアが診断の  
34 時から適切に提供されるようにすること」と明記されている。このように、緩  
35 和ケアとは、身体的、精神的心理的苦痛等の「全人的な苦痛」への対応（全人的  
36 なケア）を診断時から行うことを通じて、患者とその家族のQOLの向上を目指すものである。

37

我が国のがん対策において、「緩和ケアの推進」については、第1期基本計画から、「重点的に取り組むべき課題」に掲げられてきた。この10年間で、全ての拠点病院等において、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の専門部門を整備すること、全てのがん診療に対する医師に対して、基本的な緩和ケアの知識と技術を習得させるための緩和ケア研修会を開催すること、「がん緩和ケアガイドブック」を改訂すること等、緩和ケアの充実を図ってきた。

## ① 緩和ケアの提供について

### (現状・課題)

これまで、拠点病院等を中心に、緩和ケアチーム等の専門部門の整備を推進してきた。拠点病院等に、緩和ケアチームや緩和ケア外来が設置され、苦痛のスクリーニング<sup>47</sup>が実施されるようになつたが、実際に、患者とその家族に提供された緩和ケアの質については、施設間で格差がある等の指摘がある。中間評価においても、「身体的苦痛や精神心理的・社会的苦痛の緩和が十分に行われていないがん患者が3～4割ほどいる」との指摘があり、がん診療の中で、患者との家族が抱える様々な苦痛に対して、迅速かつ適切なケアが十分に提供されていない状況にある。

苦痛のスクリーニングによって、患者の苦痛が汲み上げられたとしても、主治医から緩和ケアチームへとつなぐ体制が機能していないとの指摘がある。また、施設内での連携が十分にとられておらず、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、

<sup>47</sup> 「苦痛のスクリーニング」とは、診断や治療方針の変更の時に、身体・精神心理的苦痛や社会経済的問題等、患者とその家族にとって重要な問題でありながらも取り上げられにくい問題について、医療従事者が診療の場面で定期的に確認し、話し合う機会を確保すること。<sup>48</sup> ここでいう「つなぐ」とは、医療従事者が専門的な緩和ケア（緩和ケアチームや緩和ケア外来等）へコンサルトし、その後も双方両性に協働すること。

がん看護外来、薬剤部門、栄養部門等による施設全体の緩和ケアの診療機能が十分に発揮されていない状況にある。

緩和ケアは、全人的なケアが必要な領域であり、多職種による連携を促進する必要がある。そのため、互いの役割や専門性を理解し、共有することが可能な体制を整備する必要がある。

緩和ケアチーム等の質の向上が求められているが、緩和ケアの質を書面のみで評価することには限界があることが指摘されており、また、評価のための指標や質の良否を判断する基準が必ずしも確立されていない状況にある。

今後、拠点病院以外においても緩和ケアを推進していくためには、拠点病院以外の病院や緩和ケア病棟における緩和ケアの実態を、把握する必要があると指摘がある。

### (取り組むべき施策)

拠点病院等は、引き続き、がん診療に緩和ケアを組み入れた体制を整備・充実していくこととし、がん疼痛等の苦痛のスクリーニングを診断時から行い、苦痛を定期的に確認し、迅速に対処することとする。

国は、患者等とのコミュニケーションの充実等、患者とその家族が、痛みやつらさを訴えやすくするための環境を整備する。また、医療従事者が、患者とその家族の訴えを引き出せるための研究、教育や研修を行う。

拠点病院等を中心としたがん診療に携わる医療機関は、院内の全ての医療従事者の連携を診断時から確保する。また、緩和ケアチーム等の専門家に迅速につなぐ過程を明確にすること、患者とその家族に相談窓口を案内すること等の実効性のある取組を進めること。

拠点病院等における連携を強化し、緩和ケアの機能を十分に発揮できるようにするために、院内のコーディネート機能や、緩和ケアの質を評価し改善する機能を持つ「緩和ケアセンター<sup>49</sup>」の機能をより一層強化する。また、「緩和ケアセニア病棟等の専門的な緩和ケアを統括する院内拠点組織のこと。

ンター」のない拠点病院等は、既存の管理部門を活用して、上記の機能を担う体制を整備するほか、院内体制を整備し、緩和ケアの質の評価・改善に努める。さらに、緩和ケアの質の評価面に向けて、第三者を加えた評価体制の導入を検討する。

## ② 緩和ケア研修会について

### (現状・課題)

- 4 第2期基本計画では、がん診療従事者が基本的に緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することと、特に、拠点病院において、がん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了することを目標としてきた。緩和ケア研修会の修了者数については、平成29（2017）年3月末時点で、研修会の修了証書の累積交付枚数が9,325枚（累積開催回数4,888回）と増加している。しかし、拠点病院においては、がん患者の主治医や担当医となる医師の研修会受講率として9割以上を求めてきたところ、実際の受講率は、平成29（2017）年3月末時点で、82.1%にとどまっており、より一層の受講促進が求められる。
- 5 研修会の内容や形式については、患者の視点や遺族調査等の結果を取り入れることと、主治医と専門的な緩和ケア部門との連携方法をプログラムに入れることで、地域の医師も受講しやすいよう利便性を改善することが求められている。
- 6 また、がん患者の家族、遺族等に対するクリーフケア<sup>45</sup>についても、研修会を通じて充実を図ることが求められている。
- 7 初期臨床研修の期間に、医師が基本的な緩和ケアの概念を学ぶこと<sup>46</sup>は重要である。基本的な緩和ケアの習得のために、初期臨床研修の2年間で、全ての研修医が研修会を受講することが必要との指摘がある。
- 8 国は、実地調査等を通じて、拠点病院以外の病院における緩和ケアの実態や患者のニーズを把握する。拠点病院以外の病院においても、患者と家族のQOLの向上を図るために、医師に対する緩和ケア研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させる。
- 9 国は、緩和ケア病棟の質を向上させたため、実地調査等の実態把握を行う。
- 10 その上で、緩和ケア病棟の機能分化等（緊急入院にも対応できる緩和ケア病棟と從来の看取り中心のホスピス・緩和ケア病棟等）のあり方について検討する。
- 11 今後は、実地調査等を通じて、拠点病院における緩和ケアの実態把握を行った上で、緩和ケア病棟の質を向上させたため、実地調査等の実態把握を行う。
- 12 その上で、緩和ケア病棟の機能分化等（緊急入院にも対応できる緩和ケア病棟と從来の看取り中心のホスピス・緩和ケア病棟等）のあり方について検討する。
- 13 今後は、実地調査等を通じて、拠点病院における緩和ケアの実態把握を行った上で、緩和ケア病棟の質を向上させたため、実地調査等の実態把握を行う。
- 14 「緩和医療専門医」とは、特定非営利活動法人日本緩和医療学会の認定する資格。平成22（2010）年から、患者と家族を全人的に把握し、理解できる能力と資質を有する医師を「緩和医療専門医」として認定している。平成29（2017）年4月時点では78名。
- 15 「精神専門医」とは、がん患者、家族、医療従事者の心に及ぼす影響を熟知し、臨床実践活動でがんに伴って生じる精神心理的な苦痛の解消に取り組む精神科医、心療内科医のこと。
- 16 「がん専門薬剤師」とは、一般社団法人日本医療薬学会が認定する登録薬剤師。平成21（2009）年11月よりがん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活動している。「がん専門薬剤師」を養成する目的で、開始されている。平成29（2017）年1月時点では529名。
- 17 「緩和薬物療法認定薬剤師」とは、一般社団法人日本緩和医療学会の認定する資格。平成21（2009）年から、緩和薬物療法に貢献できる知識・技能・態度を有する薬剤師を「緩和薬物療法認定薬剤師」として認定している。平成29（2017）年4月時点では595名。
- 18 「がん栄養専門管栄養士」とは、一般社団法人日本栄養専門管栄養士会と公益社団法人日本栄養士会による認定資格。近年のがん患者の増加に対応するために、栄養に関する専門職としてのがんの栄養管理・栄養療法に関する高度な知識と技術を取得した管栄養士の育成とチーム医療への連携強化を目的としている。平成29（2017）年3月時点では344名。

<sup>45</sup> 「クリーフケア」とは、大切な人を失い、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取組のこと。また、「ビリーブメントケア」ともいう。

<sup>46</sup> 「臨床研修の到達目標（厚生労働省）」において、経験目標として「緩和ケア、終末期医療」について盛り込まれている。

者の視点を取り入れつつ、地域の実情に応じて、研修会の内容や実施方法を充実させる。また、主治医が自ら緩和ケアを実施する場合の方法、緩和ケアチームへのつなぎ方、コミュニケーションスキル等、研修会の内容の充実を図る。

研修会の評価指標については、修了者数や受講率のみならず、患者が専門的な緩和ケアを利用することができた割合等について調査を行った上で、達成すべき目標を明確にする。

国は、関係団体の協力の下に、拠点病院等における研修会の開催にかかる負担や受講者にかかる負担を軽減するため、座学部分はe-learningを導入すること、1日の集合研修に変更すること等、研修会の実施形式についての見直しを行う。また、がん患者の家族、遺族等に対するグリーフケアの提供に必要な研修プログラムを策定し、緩和ケア研修会等の内容に追加する。

国は、卒後2年目までの医師が基本的な緩和ケアを習得するための方法について検討する。また、拠点病院等において、卒後2年目までの全ての医師が、緩和ケア研修会を受講するよう、拠点病院等の整備指針を見直す等、必要な施策を実施する。

### (③ 普及啓発について)

#### (現状・課題)

「がん対策に関する世論調査（内閣府）（平成28（2016）年）」において、「緩和ケアを開始すべき時期」については、「がんの治療が始まったときから（20.5%）となっている。がんと診断された時からの緩和ケアの推進については、一定の成果を上げてはいるものの、同調査において、「がんが治る見込みがなくなったときから（16.2%）となっていることを踏まえれば、より一層の取組が必要である。また、医療用麻薬に対する意識（複数回答）については、「最後の手段だと思う（31.5%）」「たんだん効かなくなると思う（29.1%）」という結果となっており、前回（平成26（2014）年）と比べても、改善は見られない。緩和ケアについては、未だに終末期のケアとの誤解があることや医療用麻薬に対する誤解があること等、その意義や必要性について、患者・医療従事者を含む国民に、十分周知されていない状況にある。

取り組むべき施策

国及び地方公共団体は、患者とその家族が、痛みやつらさを感じることなく過ごすことが保障される社会を構築するため、関係団体と連携して、関係者等に対して、正しい知識の普及啓発を行う。

国は、国民に対し、医療用麻薬に関する適切な啓発を行うとともに、医療用麻薬等の適正使用を推進する。がん診療に携わる医療機関は、地域の医療従事者も含めた院内研修を定期的に実施する。医療用麻薬の使用法の確立を目指す研究を行う。また、在宅緩和ケアにおける適切な医療用麻薬の利用について、検討する。

#### 【個別目標】

がんによる身体的な痛みは、患者の日常生活に重大な支障を來たし、QOLを大きく損ねる。このため、がん診療において、医療従事者は、徹底した疼痛ケアを行い、患者の日常生活動作に支障が出ないようにする。

国及びがん診療に携わる医療機関は、関係学会等と協力して、医師はもちろんのこと、がん診療に携わる全ての医療従事者が、精神心理的・社会的苦痛にも対応できるよう、基本的な緩和ケアを実施できる体制を構築する。

都道府県拠点病院においては、「緩和ケアセンター」の機能をより一層充実させる。地域拠点病院における「緩和ケアセンター」のあり方にについて、設置の要否も含め、3年以内に検討する。

27

## (2) 相談支援、情報提供

- 1 る更なる研修の必要性が指摘されている。
- 2
- 3 医療技術や情報端末の進歩、患者の療養生活が多様化する中で、拠点病院等
- 4 のがん相談支援センターが中心となって、患者とその家族のみならず、医療従
- 5 事者が抱く治療上の疑問や、精神的、心理社会的な悩みについて、対応していく
- 6 ことが求められている。また、がんに関する情報があふれる中で、患者と家
- 7 族が、その地域において、確実に、必要な情報（治療を受けられる医療機関、
- 8 がんの症状・治療・費用、民間団体や患者団体等の活動等）にアクセスできる
- 9 ような環境を整備していくことが求められている。
- 10
- 11 ① 相談支援について
- 12 (現状・課題)
- 13 拠点病院等のがん相談支援センターは、自院の患者だけでなく、他院の患者
- 14 や、医療機関からの相談にも対応しており、相談件数は、年々増加している。
- 15 また、二次医療圏や都道府県域を越えた相談支援のネットワークが構築され、つ
- 16 ある。
- 17
- 18 国立がん研究センターは、様々ながんに関連する情報の収集、分析、発信を
- 19 行っており、その成果を基に、患者やその家族、医療従事者からの相談支援や、
- 20 相談員に対する研修等を行っている。このように、国立がん研究センターは、
- 21 相談支援や情報提供等の中核的な役割を担っている。
- 22
- 23 地域においては、がんに関する様々な相談をワンストップで対応することを
- 24 目的として、地域総合相談支援センター<sup>47</sup>や民間団体による相談支援の場等が設
- 25 置されており、病院以外の場においても相談が可能となっている。
- 26
- 27 しかし、平成26（2014）年度の患者体験調査<sup>48</sup>によれば、がん相談支援
- 28 センターの利用率は7.7%となっており、相談支援を必要とするがん患者が、
- 29 がん相談支援センターを十分利用するに至っていない。
- 30
- 31 相談内容が多様化しており、人材の適切な配置や相談支援に携わる者に対する
- 32 相談内容が多様化しており、人材の適切な配置や相談支援に携わる者に対する
- 33
- 47 「地域総合相談支援センター」とは、平成23（2011）年度から都道府県健康対策推進事
- 48 年度として開始。全国に14カ所ある。（平成29（2017）年3月時点）
- 49 「ピア・サポート」とは、患者・経験者やその家族がピア（中間）として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること。
- 50 「都道府県がん診療連携拠点病院協議会情報提供・相談支援部会」とは、都道府県がん診療連携拠点病院や地域がん診療連携拠点病院と都道府県内の地域がん診療連携拠点病院等の連携強化について協議するための部会の1つ。
- 51 「PDCAサイクル」とは、事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進めめる手法の1つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

1 内容の見直しや、ピア・サポートの普及を図る。

- 2  
3 国は、ピア・サポートの実態調査、効果検証を行った上で、3年以内に研修  
4 内容を見直し、ピア・サポートの普及に取り組む。  
5  
6 「がん対策に関する世論調査（内閣府）（平成28（2016）年）」によれ  
7 ば、「がんに関する情報を、インターネットやソーシャルネットワークサービス  
8 （SNS）等を通じて得ている国民は、35%を超えており、特に、39歳以  
9 下の年齢では、約6割となっている。  
10  
11 しかしながら、がんに関する情報の中には、科学的根拠に基づいているとは  
12 いえない情報が含まれていることがあります、国民が正しい情報を得ることが困難  
13 な場合がある。  
14  
15 コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者に  
16 対して、音声資料や点字資料等の普及や周知が不十分であること等が指摘され  
17 ている。  
18  
19  
20

(現状・課題)

- 21 (取り組むべき施策)  
22 国は、インターネット等を通じて行われる情報提供について、医療機関のウ  
23 エブサイトの適正化を図るという観点から、医業等に係るウェブサイトの監視  
24 体制の強化に努める。  
25 国、国立がん研究センター及び関係学会等は、引き続き、協力して、がんに  
26 関する様々な情報を収集し、科学的根拠に基づく情報を国民に提供する。また、  
27 ウェブサイトの適正化の取組を踏まえて、注意喚起等を迅速に行う。  
28  
29 国及び国立がん研究センターは、関係団体と協力し、障害等の関係でコミニ  
30 ニケーションに配慮が必要な者や日本語を母国語としていない者の情報へのア  
クセスを確保するため、音声資料や点字資料等を作成し、普及に努める。  
31  
32  
33  
34  
35 【個別目標】  
36 国は、多様化・複雑化する相談支援のニーズに対応できるよう、関係学会と  
37 の連携や相談支援従事者の研修のあり方等について、3年以内に検討し、より

### (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援

1 れらの機関での連携についても、地域ごとに差があり、利用が進まない状況に  
2 ある。  
3  
4 (取り組むべき施策)  
5 国は、切れ目のない医療・ケアの提供とその質の向上を図るために、地域の実  
6 情に応じて、かかりつけ医が拠点病院等において、医療に早期から関与する体  
7 制や、病院と在宅医療との連携や患者のフォローアップ<sup>54</sup>のあり方にについて検討  
8 する。  
9

#### ① 拠点病院等と地域との連携について

10  
11 国は、拠点病院等と地域の関係者等との連携を図るため、がん医療における  
12 認定看護師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、社会福祉士等の役割を明確にして  
13 上で、多職種連携を推進する。その際、施設間の調整役を担う者のあり方や、  
14 「地域連携クリティカルバス」のあり方の見直しについて検討する。  
15  
16 国は、地域で在宅医療を担う医療機関等において、拠点病院等の医療従事者  
17 が連携して診療を行うこと、地域の医療・介護従事者が拠点病院等で見学や力  
18 ファーレンスに参加したりすること等の活動を可能とする連携・教育体制のあ  
19 り方を検討する。  
20  
21 拠点病院等は、緩和ケアについて定期的に検討する場を設け、緊急時の受入  
22 体制、地域での困難事例への対応について協議することによって、地域に  
23 おける患者支援の充実を図る。また、国は、こうした取組を実効性あるものと  
24 するため、施設間の調整役を担う者の養成等について、必要な支援を行う。  
25  
26 拠点病院等と、在宅医療を提供する医療機関、薬局、訪問看護ステーション<sup>55</sup>  
27 等との連携体制が十分に構築できていないことから、退院後も、継続的な疼痛  
28 緩和治療を在宅で受けれることが出来るようになる必要があるとの指摘がある。  
29  
30 がん患者がニーズに応じて利活用できる機関としては、医療機関以外にも、  
31 地域統括相談センター、地域包括支援センター<sup>56</sup>等が設置されているが、こ  
32 「地域包括支援センター」とは、「町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任  
33 介護専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び  
34 生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福利の促進を  
54 「フォローアップ」とは、治療終了後のがん患者の定期的な外来診察や検査での経過の観察  
55  
56

<sup>52</sup> 在宅療養支援診療所：14,562診療所、在宅療養支援センター<sup>53</sup>等が設置されているが、この二つを合わせた数値である。  
<sup>53</sup> 「地域包括支援センター」とは、「町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福利の促進を目的とすること。

<sup>54</sup> 「フォローアップ」とは、治療終了後のがん患者の定期的な外来診察や検査での経過の観察のことを指す。

1 点病院等以外の医療機関や在宅医療を提供している施設においても、がん医療  
2 の質の向上を図つて必要がある。

3 在宅緩和ケアにおける医療と介護の連携について、65歳未満のがん患者が  
4 要介護認定の申請をする際には、「末期がん」を特定疾病として申請書に記載す  
5 る必要があるが、実際には記入しづらいため、利用が進まないとの指摘がある。  
6

7

8 (取り組むべき施策)

9 国及び地方公団体は、在宅緩和ケアの提供や、相談支援・情報提供を行う  
10 ために、引き続き、地域の医師会や薬剤師会等と協働して、在宅療養支援診療  
11 所・病院、薬局、訪問看護ステーション等の医療・介護従事者への緩和ケア研  
12 修等を引き続き実施する。

13

14 国は、要介護認定における「末期がん」の表記について、保険者が柔軟に対  
15 応できるような方策を検討する。

16

17 【個別目標】

18 国は、がん患者がその療養する場所にかかわらず、質の高いがん医療を受け  
19 られるよう、2年以内に、地域連携体制について検討し、必要に応じて拠点病  
20 院等の整備指針の見直しを行い、拠点病院等の機能を更に充実させる。

21

22 拠点病院等は、地域における緩和ケアの状況を把握し、地域における緩和ケ  
23 アの提供体制について検討する場を3年以内に設ける等、地域における他の医  
24 療機関と連携を図る。都道府県は、その開催状況を把握することに努める。

25

26

27

28

29

1 (4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援<sup>55)</sup>

2 がん患者には、身体的、精神的な苦痛のみならず、社会的な苦痛があること  
3 から、第2期基本計画では、重点的に取り組むべき課題として、「働く世代や小  
4 児へのがん対策の充実」を掲げ、働く世代に対して、主に、就労支援に関する  
5 対策に取り組んできた。しかし、依然として、「がん対策に関する世論調査（内  
6 関府）（平成28（2016）年）において、働く世代のがん患者が働き続け  
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

<sup>55</sup> 「サバイバーシップ支援」とは、がんになつたその後を生きていく上で直面する課題を  
乗り越えていくためのサポート。

<sup>56</sup> 「がんの治療や検査のために2週間に一度病院に通う必要がある場合、働き続けること  
を難しくさせている最も大きな理由は何だとと思うか」という質問に対しても「仕事をする  
人がいない、またいふと答えた者の割合が21.7%（平成26（2014）年  
11月同調査では22.6%）、「職場が休むことを許してくれるとどうかわからないから」と答えた  
ものの割合が21.3%（平成26（2014）年11月同調査では22.2%）となっている。

<sup>57</sup> 全がん罹患者数86.5万人のうち、20歳から64歳のものは26万人。（地域がん登録全国  
推計値（平成24（2012）年）より）

このため、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築が重要となっており、がん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実させていくことが強く求められている。

#### (ア) 医療機関等における就労支援について

##### (現状・課題)

平成25（2013）年に実施されたがん患者の実態調査<sup>31</sup>では、がんと診断された後の仕事の状況の変化について、依頼退職又は解雇された者の割合（34.6%）が、平成15（2003）年（34.7%）と比べて変化していない。引き続き、がん患者の離職防止を支援していくことが必要である。

拠点病院では、専門的な就労相談に対応するため、がん相談支援センターを中心には、社会保険労務士等の就労に関する専門家の活用を促してきた。しかし、この取組を実施している拠点病院は、平成28（2016）年においては約3分の1にとどまっており、充実した就労支援を提供するには至っていない。

平成27（2015）年の厚生労働省研究班による調査<sup>32</sup>では、がんと診断され、退職した患者のうち、診断がなされてから最初の治療が開始されるまでに退職した者が4割を超えていている。また、その退職理由としては、「職場に迷惑をかけたくなかった」、「がんになつたら気力・体力的に動けないだろう」と予測したから」、「治療と仕事を両立する自信がなかった」といった、がん治療への漠然とした不安が上位に挙がっている。このため、がん患者が診断時から正しい情報提供や相談支援を受けることが重要である。

一方、医療機関や企業に相談する前に離職する者が少なからずいるにもかかわらず、がん相談支援センターの利用度（7.7%）は低い<sup>43</sup>。

平成29（2017）年3月の「働き方改革実現会議<sup>34</sup>」において決定された「働き方改革実行計画」では、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートす

<sup>31</sup> 「働き方改革実現会議」とは、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に当たるため、平成28（2016）年9月から開催された内閣総理大臣を議長として政府に開かれた会議のこと。  
<sup>32</sup> 年度厚生労働科学研究費補助金がん対策推進総合研究事業「働くがん患者の職場復帰支援に関する研究」  
<sup>33</sup> 「働き方改革実現会議」とは、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に当たるため、平成27（2015）年度厚生労働科学研究費補助金がん相談員のこと。

る仕組みを整えること、病を患った方が、生きがいを感じながら働ける社会を目指すことが打ち出された。

がん患者の職場復帰や治療と仕事の両立については、支援を必要とするがん患者に対し、企業は、患者の治療状況等についての主治医の意見書等の必要な情報を踏まえた上で、就業上の措置等を講ずることが重要である。その場合においては、必要に応じて、「両立支援プラン／職場復職支援プラン」を作成することが望ましい。しかし、がん患者自身が自身の治療状況や生活環境、勤務情報等を整理するることは難しい場合があるため、がん患者が自分の置かれている状況を整理した上で、復職について相談できるよう、患者に寄り添った相談支援を充実させていくことが求められている。

国は、就職支援としては、がん相談支援センターでの相談支援に加え、転職や再就職の相談に対応するため、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に配置されている「就職支援ナビゲーター<sup>40</sup>」と拠点病院と連携した就職支援事業等に取り組んでいる。当該事業における就職率は、事業開始年度である平成25（2013）年度の40.0%（実施安定所5所）から、平成26（2014）年度の43.6%（12所）、平成27（2015）年度の51.2%（16所）と一定の成果をあげている。今後は、異なる事業の拡充が求められるほど都道府県で事業を実施していく。今後は、がん患者の再就職については、再就職後の治療と仕事の両立状況を把握した上で、よりよい支援を行う必要がある。

取り組むべき施策

国は、全国のどの拠点病院においても、より充実した就労相談支援を受けられるようになるため、拠点病院等で就労支援に携わる者が、患者の状況を踏まえた適切な支援に必要な知識を身につけることができるよう、必要な研修を実施する。

国は、拠点病院等において、治療の早期から患者ががん相談支援センターを認識し、必要に応じて確実に支援を受けられるよう、拠点病院等におけるがん相談支援センターの位置づけ、主治医等の治療スタッフからの紹介の方法等、がん相談支援センターの利用を促す方策を検討し、必要に応じて、拠点病院等に対する専門相談員のこと。

1 の整備指針に反映することを検討する。また、国は、社会保険労務士等の院外  
2 の就労支援に関する専門家との連携、相談の質の確保やその評価の方策を検討  
3 する。

4 診断早期の離職を防止するため、拠点病院等をはじめとする医療機関の協力  
5 の下、ボスター やリーフレットを活用すること等によって、がん患者に対する  
6 治療と職業生活の両立支援について、周知を図る。

7 国は、患者が安心して復職に臨めるよう、個々の患者ごとの治療と仕事の両  
8 立に向けたプランの作成支援や、患者の相談支援、主治医や企業・産業医と後  
9 職に向けた調整の支援を行う「両立支援コーディネーター」を、拠点病院等、  
10 関係団体、独立行政法人労働者健康安全機構との連携の下に育成・配置し、「両  
11 立支援コーディネーター」と主治医等、会社・産業医による、患者への「トラ  
12 リアイングル型サポート体制<sup>61</sup>」を構築している。

13

- 14 15 「トライアングル型サポート」を行うためには、拠点病院等で相談支援で構  
15 構する者や「両立支援コーディネーター」が、がん患者の治療のみならず、  
16 必要に応じて、がん患者一人ひとりの社会的な背景や生活の状況等を把握する  
17 ことが重要である。国は、がん患者自身や就労支援に携わる者が、がん患者の  
18 おかれた事情を総合的に把握するためのツールとして、患者の治療、生活、勤  
19 務情報等をまとめた「治療と仕事両立プラン（仮称）」を開発する。また、就労  
20 支援に携わる者は、患者個々の事情を把握した上で、患者と事業主との間で復  
21 職へ向けた調整を支援する。
- 22 23 また、国は、就労支援において、拠点病院等と安定所との連携を推進する事  
24 業について、各地域の実情を踏まえながら事業の拡充を図る。さらに、がん患  
25 者の再就職後の就労継続状況について調査を行い、再就職支援に活かしていく。  
26 27 28 29 30 (イ) 職場や地域における就労支援について
- 31 32 (現状・課題)
- 33 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」とは、事業場が、  
34 がん、脳卒中等の疾病を抱える方々に対して、適切な職業上の措置や治療に対する配慮を行  
35 い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組等をまとめたもの。  
36 「職業保健総合支援センター」とは、各都道府県に設置されしており、事業場や産業保健活動に携わる事業主、人手労務担当者、産業医、産業保健スタッフ等に対して、研修や専  
門的な相談への対応等の支援を行う施設のこと。  
37

企業において、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づくがん患者の働きやすい環境整備を推進するため、産業保健総合支援センター等において、経営者等に対する啓発セミナーや産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修を開催する。

国は、両立支援に係る相談対応や両立支援に取り組む事業場への訪問指導、がん患者と事業場の間の個別調整支援等を実施するとともに、支援が活用されるよう周知を図る。

企業は、社員研修等により、がん患者への理解を深め、がん患者が働きやすい社内風土づくりを行うよう努める。

がん患者・経験者に対する就労支援を推進するため、地域における就労支援の関係者等で構成するチームを設置し、連携した取組の推進を図る。

現在、職域における健康の保持や増進のための取組として、企業における「健康経営」を表彰する取組が推進されており、平成27（2015）年の「健康経営銘柄」の選定に続き、平成29（2017）年2月には中小企業等を対象とした「健康経営優良法人」も認定されているが、その選定基準に、「がんをはじめ疾患有に罹患した従業員の復職・就労支援」を盛り込むこと等を検討する。

国は、治療と仕事の両立等の観点から、傷病手当金の支給要件等について検討し、必要な措置を講ずる。

## ② 就労以外の社会的な問題について

（現状・課題）  
がんに罹患して治療を受けている者は、現在163万人<sup>64</sup>である。がんの治療成績の向上に伴い、がん経験者は増加しており、就労支援のみならず、がん患者・経験者のQOL向上に向けた取組が求められる。

社会的な問題としては、がんに対する「偏見」があり、地域によっては、がんの罹患そのものが日常生活の大きな障壁となること、自身ががんであることを自由に話すことができず、がん患者が社会から隔離されてしまうことがある

ことや、離島、僻地における通院等に伴う経済的な課題、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化（爪、皮膚障害、脱毛等）、診療早期における生殖機能の温存や、後遺症、性生活（セクシャリティ）に関する相談支援、情報提供の体制が構築されていないこと等が指摘されているものの、十分な検討がなされていない。

また、我が国のがん患者の自殺は、診断後1年内が多いという報告<sup>65</sup>があるが、拠点病院等であっても相談体制等の十分な対策がなされていない状況にある。がん診療に携わる医師や医療従事者を中心としたチームで、がん患者の自殺の問題に取り組むことが求められる。

さらに、我が国において、障害のあるがん患者に関する課題は明確になっていない。障害のあるがん患者に対してどのような対応が必要かということについて、行政、医療従事者での問題意識の共有が不十分であり、対応ごとに異なる。また、罹患前から障害を持つだけでなく、がん治療によって障害を持つことになった人にに関する課題についても、十分な検討がなされていない。がんに罹患した後も、治療により、長期に生存することが可能になっているが、高齢な治療が必要な患者については、その医療費が生活を圧迫し続けるという指摘もある。

### （取り組むべき施策）

（現状・課題）  
地方公共団体は、学校におけるがん教育だけでなく、がんに対する「偏見」の払拭や国民全体に対する健康についての啓発につながるよう、民間団体や患者団体等の協力を得ながら、がんに関する正しい知識を得る機会を設ける。

国は、がん患者の経済的な課題を明らかにし、利用可能な社会保障制度に関する周知の方法や、その他の課題の解決に向けた施策を検討する。

国は、がん患者の更大的QOL向上を目指し、生殖機能の温存等について、的確な時期に治療の選択ができるよう、関係学会等と連携し、相談支援、情報提供のあり方を検討する。

64) 平成26（2014）年「患者調査」

65) 「Psychooncology 2014;23:1034-41.」より引用。

1        国は、拠点病院等におけるがん患者の自殺の実態調査を行った上で、効果的な介入の方について検討する。また、がん患者の自殺を防止するためには、がん相談支援センターを中心とした自殺防止のためのセーフティーネットが必要であり、専門的、精神心理的なケアにつなぐための体制の構築やその周知を行う。

7        国は、障害のあるがん患者の実態やニーズ、課題を明らかにする。各事部門野を越えた連携を可能とするため、障害者福祉の専門支援機関（点字図書館、生活訓練施設、作業所等）と拠点病院等の連携を促進させる仕組みについて検討する。コミュニケーションに配慮が必要ながん患者や、がん治療に伴つて障害をもつた患者等について、ユニバーサルな視点<sup>66</sup>を取り入れることを検討する。

13      国は、3年以内に、「治療」と「仕事両立プラン（仮称）」を開発するとともに、そのプランを活用した、がん相談支援センターの相談員をはじめとする就労支援の関係者の連携についてモデルを構築し、「治療と仕事両立プラン（仮称）」を用いた生活、介護、育児の状況等、個々の事情に応じた就労支援を行うための体制整備を進める。

21      国は、3年以内に、医療機関向けに企業との連携のためのマニュアルを作成し、その普及を開始する。

24      国は、がん患者・経験者、その家族の生活の質を向上させるため、がん患者や家族に関する研究を行うことによって、その課題を明らかにする。また、既存の施策の強化や普及啓発等、異なる施策の必要性について検討する。

28      「ユニバーサルな視点」とは、「バリアフリー」のように、既存の状況を前提として、利用可能な方法で解決するという考え方ではなく、物事の設計の段階から、広く誰もが、という観点（ユニバーサル）に基づく視点のこと。

## （5）ライフステージに応じたがん対策

- 1        がんによって、個々のライフステージごとに、異なった身体的問題、精神心理的問題、社会的問題が生じることから、小児・AYA世代や高齢者のがん対策等、他の世代も含めた「ライフステージに応じたがん対策」を講じていく必要があります。
- 7        小児・AYA世代のがん患者に対する教育については、法の一部改正によつて、法第21条に、「国及び地方政府がん患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいのちをも継続的かつ円滑に受けられることとする」と明記される等、更なる対策が求められている。
- 13      ① 小児・AYA世代について
- 15      【個別目標】
- 16      国は、3年以内に、「治療」と「仕事両立プラン（仮称）」を開発するとともに、そのプランを活用した、がん相談支援センターの相談員をはじめとする就労支援の関係者の連携についてモデルを構築し、「治療と仕事両立プラン（仮称）」を用いた生活、介護、育児の状況等、個々の事情に応じた就労支援を行うための体制整備を進める。
- 21      国は、3年以内に、医療機関向けに企業との連携のためのマニュアルを作成し、その普及を開始する。
- 24      小児・AYA世代のがん経験者は、晩期合併症等により、就職が困難な場合があるため、就労支援に当たっては、成人発症のがん患者とニーズや課題が異なることを踏まえる必要がある。利用可能な制度や相談機関が、がん患者・経験者と家族に周知されていない場合があること、周知されていても十分に活用されていない場合があること等の指摘がある。

- 1 小児・A Y A 世代の緩和ケアは、家族に依存しており、家族の離職等、家族  
 2 の負担が非常に大きい。また、小児の在宅医療に対応できる医療関係者は限ら  
 3 れており、緩和ケア病棟もほとんどないとの指摘がある。
- 4
- 5
- 6
- 7 (取り組むべき施策)
- 8 国は、医師・看護師等の医療従事者に対する教  
 9 育を充実させる。「小児がん治療後の長期フォローアップガイドライン」<sup>67</sup>等を  
 10 活用しながら長期フォローアップの体制を整備する。晚期合併症対策を専門と  
 11 する医療体制を構築することともに、晚期合併症に関する研究を推進する。
- 12
- 13 国は、医療従事者と教育関係者との連携を強化するとともに、情報技術（I  
 14 C T）を活用した高等学校階段における遠隔教育等、療養中ににおいても適切な  
 15 教育を受けることのできる環境の整備や、復学・就学支援等、療養中の生徒等  
 16 に対する特別支援教育をより一層充実させる。
- 17
- 18 国は、小児・A Y A 世代のがん患者の長期フォローアップについて、晚期合  
 19 併症への対応、保健・教育・就労・自立に関する支援を含め、ライフステージ  
 20 に応じて成人診療科と連携した切れ目のない支援の体制整備を推進する。
- 21
- 22 国は、小児・A Y A 世代のがん経験者の就労における課題を踏まえ、医療従  
 23 事者間の連携のみならず、安定所、地域若者サポートステーション<sup>68</sup>等を含む就  
 24 労支援に關係する機関や患者団体との連携を強化する。
- 25
- 26 国は、緩和ケアに従事する医療従事者が、小児・A Y A 世代のがん医療に携  
 27 わる診療従事者と問題点や診療方針等を共有すること、入院中だけでなく外来  
 28 や在宅においても連携できるようになることのために、必要な方策を検討する。
- 29
- 30
- 31
- 1 (現状・課題)
- 2 高齢者は、入院をきっかけに認知症と診断される場合があることや、既にあ  
 3 る認知症の症状が悪化する場合があるため、がん医療における意思決定等につ  
 4 いて、一定の基準が必要と考えられるが、現状、そのような基準は定められて  
 5 いない。
- 6
- 7 高齢者ががんに罹患した際には、医療介護の連携の下で、適切ながん医療を  
 8 受けられることが重要であり、医療従事者のみならず、介護従事者についても、  
 9 がんに関する十分な知識が必要とされている。
- 10
- 11
- 12 (取り組むべき施策)
- 13 国は、認知症等を合併したがん患者や、看取り期における高齢のがん患者の  
 14 国は、認知症等を合併したがん患者や、看取り期における高齢のがん患者の  
 15 意思決定を支援するための方策について、検討を行う。
- 16
- 17 国は、高齢のがん患者を支援するため、医療機関・介護施設等の医師、医療  
 18 従事者、介護従事者が連携し、患者とその家族の意思決定に沿った形で、患者  
 19 の療養生活を支えるための方策を検討する。
- 20
- 21
- 22 【個別目標】
- 23 国は、小児・A Y A 世代のがんの経験者が治療後の年齢に応じて、継ぎ目な  
 24 く、診療や長期フォローアップを受けられる体制の整備を進めます。そのため、  
 25 3年以内に、「小児がん医療・支援のあり方に關する検討会」及び「がん診療  
 26 体制のあり方に關する検討会」で検討を行い、小児がん拠点病院とがん診療  
 27 連携拠点病院等の整備指針の見直しを行う。
- 28
- 29 高齢のがん患者の意思決定の支援に関する検討会を策定し、拠点  
 30 病院等に普及させることを検討する。
- 31

<sup>67</sup> 日本小児白血病リンパ腫研究グループ (JPLSG) の長期フォローアップ委員会が作成した「小児がん治療後の長期フォローアップガイドライン」  
[http://jplsg.jp/menu1\\_contents/FU/guideline.pdf](http://jplsg.jp/menu1_contents/FU/guideline.pdf)

<sup>68</sup> 「地域若者サポートステーション（通称：「サボスチリ」）とは、働くことに悩み・課題を抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自己に向けた支援を行う就労支援機関のこと。

#### 4. これらを支える基盤の整備

- 1 1 ていないことが、新たな治療開発の障壁となつていい。
- 2 2 治験、臨床試験に関するプロトコールのデザインの計画段階から、研修を受
- 3 3 けた患者が参画することによって、患者視点のアウトカムの提案や、患者のリ
- 4 4 クルートの適正化等をより高い精度で進めていくことの必要性が指摘されてい
- 5 5 る。
- 6 6
- 7 7
- 8 8 (1) がん研究。
- 9 9 (現状・課題)
- 10 10 我が国のがん研究は、第2期基本計画と「健康・医療戦略」を踏まえ、平成
- 11 11 26(2014)度に、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣の確認の
- 12 12 下に策定された「がん研究10か年戦略」に基づき、計画的に進めている。
- 13 13
- 14 14AMEDは、基礎的な研究から実用化に向けた研究までを一連的に推進する
- 15 15ため、有望な基礎研究の成果の般選、医薬品、医療機器の開発と企業導出を速
- 16 16やかに進うための取組を推進する。
- 17 17「ジャパン・キャンサーサーチ・プロジェクト」を中心として、関係省庁
- 18 18が協力し、小児がん、希少がん、難治性がん等の標準的治療の確立や診療ガイド
- 19 19ラインの策定、ハイオマーカー<sup>69</sup>の開発に向けた取組をより一層推進する。新
- 20 20たな治療法の開発が期待できることから、重点的に研究を推進する必要性が指
- 21 21摘されている分野として、ゲノム医療や免疫療法があり、これらの研究を進め
- 22 22る。健方に無関心な層に対して、がんの予防法を周知する方法を含め、効果的
- 23 23な健康増進に関する研究に取り組む。これらの研究の必要性を戦略上、より一
- 24 24層明確に位置づけ、関係省庁、関係機関等が一体となって推進する。
- 25 25
- 26 26厚生労働省の「がん対策推進総合研究事業」においては、充実したサバイバ
- 27 27ーシップを実現する社会の構築や、がん対策の効果的な推進・普及のための研
- 28 28究を進めているものの、公衆衛生、政策形成等に関する公的な研究が不十分との指摘がある。なお、サバイバーシップに関する研究は、「がん研究10か年戦
- 29 29略」に、「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」として位置づけられているものの、現在のがん患者を取り巻く社会の状況に応じた更なる研究が求められている。
- 30 30
- 31 31治験をはじめとした臨床研究の情報を医療従事者にわかりやすく提供するとともに、関係団体等と連携し、治療開発を一層推進する。
- 32 32
- 33 33
- 34 34依然として、小児がん、希少がん、難治性がんについては、標準的治療や診
- 35 35療ガイドラインがないがん種があること、必ずしも、科学的な根拠に基づかない治療が提供されないこと、臨床研究における症例集積が困難であること等に加え、医療従事者に対する臨床研究に関する情報提供が分かりやすくなられ
- 36 36
- 37 37
- 69 「ハイオマーカー」とは、血液や尿等の体液や組織に含まれる、タンパク質や遺伝子等の生体内の物質で、病気の変化や治療に対する反応に相關し、指標となるもの。ハイオマーカーの量を測定することで、病気の存在や進行度、治療の効果の指標の1つとすることができ、腫瘍マーカーもハイオマーカーの一種である。(出典: 国立がん研究センターがん情報サービス)

AMEDは、海外の研究体制と同様、我が国でも患者やがん経験者が研究のデザインや評価に参画できる体制を構築するため、平成30（2018）年度より、患者、がん経験者の参画によって、がん研究を推進するための取組を開始する。また、国は、研究のデザインや評価に参画可能な患者を教育するためのプログラムの策定を開始する。

近年着しく進歩しつつある革新的医療機器については、均一化に資する更なるコストダウン等に向けた研究開発を推進する。

国は、拠点病院等と臨床研究中核病院等の連携を一層強化し、がん患者に対して、臨床研究を含めた治療選択肢を提供できる体制を整備する。

## （2）人材育成

（現状・課題）

集学的治療等の提供については、引き続き、手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法を専門的に使う医療従事者を養成するとともに、こうした医療従事者と協力して、がん医療に関する基本的な知識や技能を有し、がん医療を支えることのできる看護師、薬剤師等の人材を養成していく必要がある。

これまで、厚生労働省では、拠点病院等を中心に、医療チームによる適切な集学的治療等を提供するため、「がん対策推進総合研究事業」における外科医の育成プログラム、病理医育成ネットワーク、緩和ケア研修、リハビリテーション研修等の人材育成のための支援を行ってきた。

文部科学省では、平成24（2012）年度から平成28（2016）年度まで、「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」<sup>70</sup>を実施し、全国の大学に、がんに特化した臓器横断的な講座が整備され、手術療法、放射線療法、薬物療法のほか、緩和ケア等のがん医療に専門的に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、医学物理士等の医療従事者の育成を行ってきた。

一方、近年、ゲノム医療等のがん医療の進歩と細分化、希少がん、難治性がん、小児・AYA世代のがん等の特性やライフステージに応じた対応が求められるがん種について、専門的な人材の育成を更に進めていくことが求められているものの、どのような人材を重点的に育成すべきか、必ずしも方向性が定まっているない。

医学部のモデル・コア・カリキュラムや医師国家試験の出題基準等においては、緩和ケアに関する項目があるが、卒前教育においては、緩和ケアにおけるチーム連携に係る教育を充実させる必要があるとの指摘がある。

30

<sup>70</sup> 「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」とは、文部科学省において平成24（2012）年度に大学改革推進等補助金により開始された事業。手術療法、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わるがん専門医療人を養成する大学の取組を支援することを目的とした事業。平成25（2013）年度より研究機器形成費等補助金にて行われている。

<sup>71</sup> 「医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版・文部科学省）」において、「緩和ケア」について盛り込まれている。  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/ushins/toushin/\\_icsFiles/afefieldfile2017/03/11/1383961\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/ushins/toushin/_icsFiles/afefieldfile2017/03/11/1383961_01_1.pdf)

（取り組むべき施策）  
がん医療や支援の均一化に向けた、幅広い人材の育成について、検討を行う。

文部科学省におけるこれまでの取組において構築された人材育成機能を活用し、がん医療を専門とする医療従事者の養成を継続するとともに、ゲノム医療や希少がん及び難治性がんへの対応、小児・AYA世代や高齢者といったライフステージに応じたがん対策に対応できる医療従事者等の育成を推進する。

国は、今後、緩和ケアをがん以外の疾患に広げていくために、大学等の教育機関において、実習等を組み込んだ緩和ケアの実践的な教育プログラムの充実や、緩和医療に関する講座の設置も含め、医師の卒前教育を担う指導者育成するための積極的な取組を推進する。また、看護教育、薬学教育においても、基本的な緩和ケアの習得を推進する。

### （3）がん教育、がんに関する知識の普及啓発

#### （現状・課題）

法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるように、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」とされている。

健康については、子どもの頃から教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めるることは大切である。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である。

【個別目標】  
国は、2年内に、今後のがん医療や支援に必要な人材と、幅広い育成のあり方について検討し、そのためには必要な具体的なスケジュールを策定する。

国は、平成26（2014）年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。しかし、地域によっては、外部講師の活用が不十分であること、教員のがんに関する知識が必ずしも十分でないこと、外部講師が学校において指導する際の留意点などを十分認識できていないことについて指摘がある。

国民に対するがんに関する知識の普及啓発は、「がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業」や、職場における「がん対策推進企業等連携事業」の中で推進してきた。しかし、民間団体が実施している普及啓発活動への支援が不十分であるとの指摘がある。また、拠点病院等のがん相談支援センターや、国立がん研究センターがん情報サービスにおいて、がんに関する情報提供を行っているが、それらが国民に十分に周知されていないとの指摘がある。

#### （取り組むべき施策）

<sup>72</sup>がん教育の実施に当たっては、以下のような事例について授業を展開する上で配慮が求められるとしている。(1) 小児がんの当事者、小児がんにかかったことのある児童生徒がいる場合、(2) 家族にがん患者がいる児童生徒や、家族をがんで亡くした児童生徒がいる場合、(3) 生活習慣が主な原因となるがん患者が身近にいる場合、(4) がんに限らず、重病・難病等にかかったことのある児童生徒や、家庭に該当患者がいたり家族を亡くしたりした児童生徒がいる場合。(出典：外部講師を用いたがん教育ガイドライン；文部科学省)

1 国は、学校におけるがん教育について、全国での実施状況を把握する。教員  
2 には、がんについての理解を促すため、外部講師には、学校でがん教育を実施  
3 する上の留意点や指導方法を周知するため、教員や外部講師を対象とした研  
4 修会等を実施する。

### 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議  
2 体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医  
3 やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、が  
4 ん教育が実施されるよう、国は、必要な支援を行う。
- 5 国や地方公共団体は、引き続き、検診や緩和ケア等の普及啓発活動を推進す  
6 る。また、民間団体や患者団体によって実施されている普及啓発活動をより一  
7 層支援するとともに、がん相談支援センターやがん情報サービスに関する広報  
8 を行う。
- 9 事業主や医療保険者は、雇用者や被保険者・被扶養者が、がんに関する正し  
10 い知識を得ることができるように努める。
- 11 【個別目標】  
12 国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の  
13 活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。
- 14 国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹  
15 患しても、そのことを正しく理解し、向き合うことができるように、国は、がん  
16 に関する知識の普及啓発を更に進めること。
- 17 都道府県においては、基本計画を基本として、本基本計画との調和を図ること  
18 が望ましい。また、がん患者に対するがん医療の提供の状況等も踏まえ、地域の特性に応じた自主  
19 的かつ主体的な施策も盛り込みつつ、なるべく早期に、「都道府県がん対策推進  
20 計画」(以下「都道府県計画」という。)の見直しを行うことが望ましい。
- 21 なお、都道府県計画の見直しの際には、都道府県の協議会等にがん患者等が  
22 参画すること等、都道府県は、関係者等の意見の聽取に努める。また、がん対  
23 策の課題を抽出し、その解決に向けた目標を設定すること、必要な施策を検討  
24 し、実施することと、施策の進捗状況を把握し、評価すること等を実施しながら、  
25 必要があるときには、都道府県計画を変更するよう努める。一方、国は、都道  
26 府県のがん対策の状況を定期的に把握し、積極的に都道府県に対し、好事例の  
27 情報提供を行う等、都道府県との情報共有に努める。
- 28 都道府県計画の作成に当たり、国は、都道府県計画の作成手法等について、  
29 必要な助言を行う。都道府県は、がん検診のみならず、普及啓発や地域における  
30 患者支援等の市町村の取組を踏まえ、都道府県計画を作成することが望まし  
31 い。
- 32 3. がん患者を含めた国民の努力  
33 がん患者を含めた国民は、法第6条のとおり、がんに関する正しい知識を持  
34 35 36

1 ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努め  
2 ることとされており、今後のがん医療の向上に資するよう、以下の点について  
3 も努力していくことが望まれる。

4 ● がん医療は、がん患者、家族、医療従事者の人間関係を基盤として成り立  
5 つていることから、医療従事者ののみならず、がん患者やその家族も、医療  
6 従事者と信頼関係を築くことができるように努めること。

- 7 ● がん患者が適切な医療を受けるためには、セカンドオピニオンに関する情  
8 報の提示、がんに関する十分な説明、相談支援等が重要であるが、がん患  
9 者やその家族も、医療従事者からの説明を受けながら、病態や治療内容等  
10 について、理解するよう努めること。
- 11 ● がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策を実現させるため、がん患  
12 者を含めた国民も、国、地方公共団体、関係者等と協力して、都道府県に  
13 おけるがん対策の議論に参画する等、がん医療や、がん患者とその家族に  
14 対する支援を充実させることの重要性を認識し、行動するよう努めること。  
15 ● 治験を含む臨床試験を円滑に進めていくためには、がん患者の協力が不可  
16 少であり、国や地方公共団体が、国民の理解を得るために行う普及啓発は  
17 重要であるが、がん患者を含めた国民も、がんに関する臨床試験の意義を  
18 理解するよう努めること。

#### 23 4. 患者団体等との協力

- 24 國及び地方公共団体は、民間団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん  
25 患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な  
26 施策を講ずるよう努める。
- 27 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 28 基本計画による取組を、総合的かつ計画的に推進し、全体目標を達成するた  
29 めには、がん対策を推進する体制を適切に評価していくこと、各取組の着実な  
30 実施に向けて必要な財政措置を行っていくこと等が重要である。
- 31 一方、近年の厳しい財政事情の下では、限られた予算を最大限有效地に活用す  
32 ることによって、がん対策の成果を上げていくという視点が必要となる。

1 このため、より効率的に予算の活用を図る観点から、選択と集中中の徹底、各  
2 施策の重複排除、関係府省間の連携強化を図るとともに、官民で、役割と費用  
3 負担の分担を図る。  
4 また、将来にわたって必要かつ適切ながん医療を提供するため、効率的かつ  
5 持続可能ながん対策を実現する。

#### 6. 目標の達成状況の把握

- 7 8 国は、全体目標とそれを達成するために必要な分野別施策の個別目標等につ  
9 いて、ロードマップを作成し、公表する。  
10 国は、基本計画に定める目標及びロードマップについては、適宜、その達成  
11 状況についての調査を行い、その結果を公表する。また、がん対策の評価に資  
12 する医療やサービスの質も含め、分かりやすい指標の策定について、引き続き  
13 必要な検討を行い、施策の進捗管理と必要な見直しを行う。  
14 なお、国は、計画期間全体にわたり、計画の進捗状況を把握し、管理するた  
15 め、3年を目途に、中間評価を行う。その際、個々の取り組むべき施策が個別  
16 目標の達成に向けて、どれだけの効果をもたらしているか、施策全体として効  
17 果を発揮しているかという観点から、科学的・総合的な評価を行い、その評価  
18 結果を踏まえ、課題を抽出し、必要に応じて施策に反映するものとする。また、  
19 協議会は、がん対策の進捗状況を踏まえ、施策の推進に資する上で必要な提言  
20 を行うとともに、必要に応じて、検討会等の積極的な活用を行うこととする。  
21 また、都道府県は、都道府県計画に基づくがん対策の進捗管理に関するPD  
22 CAサイクルを回し、施策に反映するよう努める。
- 23 24 25 7. 基本計画の見直し
- 26 法第10条第7項では、「政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及  
27 びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、基本計画に  
28 検討を加え、必要があると認めるとときには、これを変更しなければならない」  
29 と定められている。このため、計画期間が終了する前であっても、必要がある  
30 ときには、基本計画を変更する。
- 31 32 33 34 35 36